

皆野町こども計画

令和7年3月

皆 野 町



はじめに

すべてのこどもたちが笑顔でいきいきと暮らし、健全に成長できる環境を整えることは、私たち大人の責務であり、共通の願いです。

これまで、皆野町においては、平成 27 年 3 月に「皆野町子ども・子育て支援事業計画」、令和 2 年 3 月に「第 2 期皆野町子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」を策定し、「こどもが健やかで豊かな心を育み、楽しく子育てできるまち」を基本理念とし、こどもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境を整備してきました。



しかしながら、社会構造や経済の変化、価値観の多様化など、こどもを取り巻く環境は複雑に変化しています。共働き世帯の増加による低年齢児からの保育ニーズの増加、地域社会との関係性の希薄化による保護者の孤立化、貧困や虐待の問題、また当町においては急激な少子化の進行などもあり、複雑化・多様化する各課題に対応することもと家庭を支えるしくみの構築が求められています。

こうした課題に対応するため、国においては、こどもの権利条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和 5 年に施行されました。また、この「こども基本法」に基づき「こども大綱」が定められ、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが示されました。

町でもこれまでの取り組みに加え、「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、「皆野町こども計画」を新たな計画として策定しました。本計画は、現計画を内包しつつ「こども大綱」を勘案し、町のこども・若者のためのこども施策を検討するとともに、町全体でこども・若者及びその保護者の子育てを支えていくことを目的とします。

新たに「みんなで支える 子どもが主役のまち みんなの」を基本理念に据え、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などと連携しながら、社会全体でこどもと子育てに関する施策をより一層推進してまいります。そして、すべてのこどものウェルビーイングの実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。

末尾になりますが、この計画を策定するにあたり、熱心に協議していただいた「皆野町子ども・子育て支援会議」の皆様をはじめ、アンケート調査に協力していただきました町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

皆野町長 黒澤栄則

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画の背景 1
- 2. 計画の位置付け 2
- 3. 計画の期間 2

第2章 子ども・子育てを取り巻く現況

- 1. 町の概況 3
- 2. 教育・保育に関する状況 8
- 3. 母子保健事業などの状況 10
- 4. 第2期皆野町子ども・子育て支援事業計画の事業評価 12
- 5. アンケート調査結果 21
- 6. 現状からみえた課題 33

第3章 基本理念など

- 1. 基本理念 35
- 2. 基本目標 35
- 3. 施策の体系 36

第4章 基本施策の展開

- 1. 基本目標 37
- 2. 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標 51

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1. 子ども・子育て支援制度の概要 53
- 2. 教育・保育提供区域の設定 54
- 3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 55
- 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 57
- 5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制 64

第6章 計画の推進に向けて

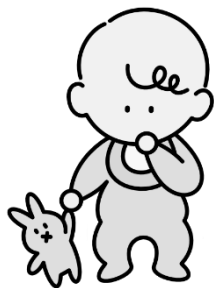
- 1. 計画の推進体制 65
- 2. 計画の進捗管理 66

資料編

- 1. 第2期皆野町子ども・子育て支援事業計画の教育・保育の事業実績 67
- 2. 第2期皆野町子ども・子育て支援事業計画の地域子ども・子育て支援事業実績 69
- 3. 皆野町子ども・子育て支援会議条例 73
- 4. 皆野町子ども・子育て支援会議委員名簿 75
- 5. 計画の策定経過 76

第Ⅰ章

計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景

こどもは、まちの次の時代を担うかけがえのない存在であり、こどもが安心して育つことができる環境や安心してこどもを生み育てることのできる環境を整備していくためには、地域社会全体でこどもや子育てを支えていくことが重要です。

しかしながら、社会構造や経済の変化、価値観の多様化などからこどもを取り巻く環境は複雑化・多様化しています。近年においては、保護者の共働きによる低年齢時からの保育ニーズの増加、保護者の育児不安や孤立化、児童虐待、女性の社会進出、地域社会の変容など、こどもに関連するさまざまな問題がみられます。

このような背景から、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和5年に国から施行されました。

また、「こども基本法」に基づいて、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）が定められました。「こども大綱」ではすべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが示されています。

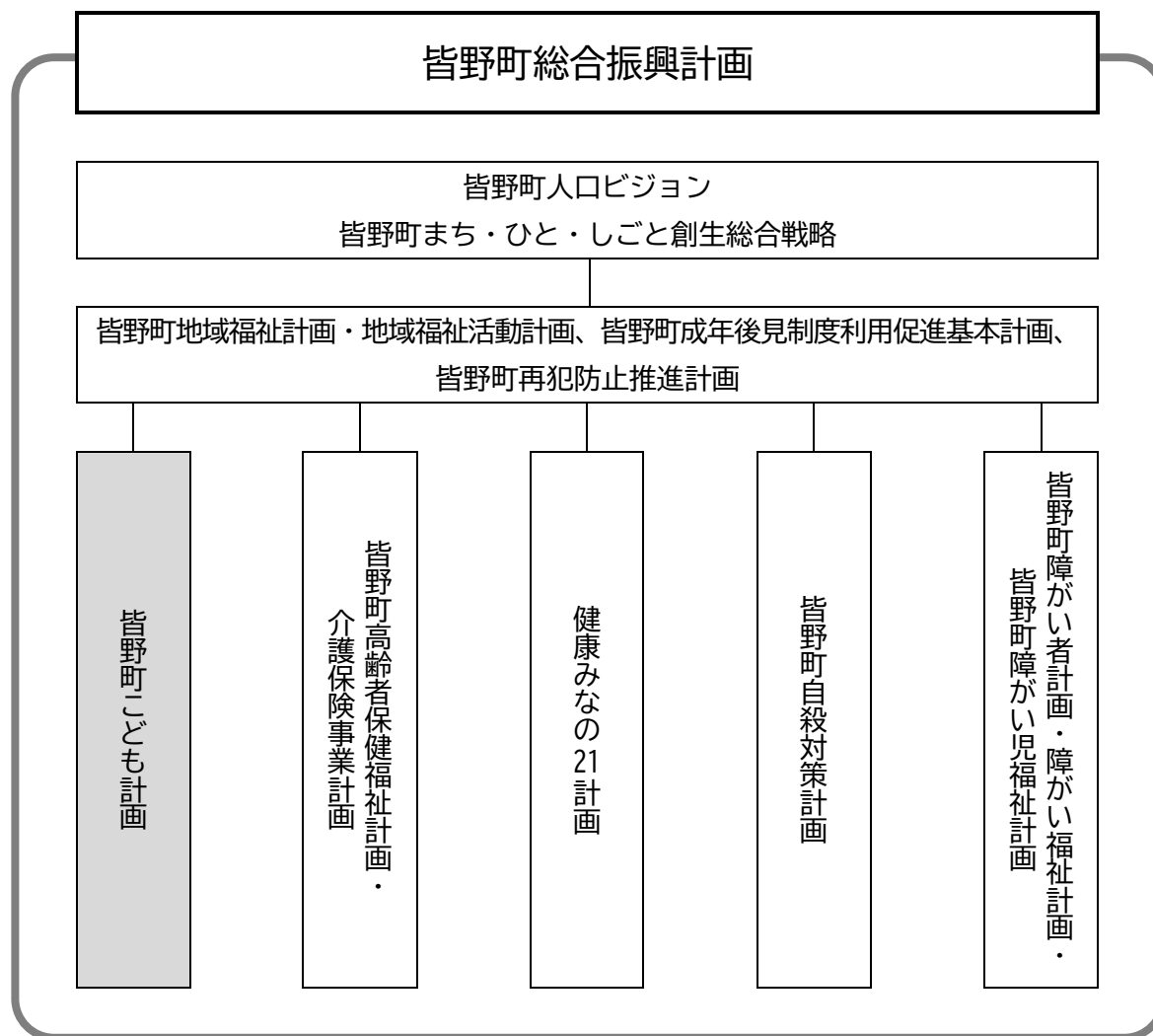
本町では、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として、令和2年度に「第2期皆野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て事業や保育事業に取り組んできました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、停滞がみられる事業もありました。また、保護者のニーズに応える形で保育サービスの充実を図ることができたものの、人材不足から保育士の負担が増加したため、保育サービスの運営体制の見直しなどの課題が浮きぼりとなりました。

こうした様々な現況を踏まえ、この度、町ではこどもまんなか社会の実現に向けて、「皆野町こども計画」（以下、「本計画」という。）を新たに策定することとしました。「皆野町こども計画」においては、「こども大綱」を勘案した町のこども・若者のためのこども施策を位置づけるとともに「皆野町子ども・子育て支援事業計画」を内包し、町全体でこども・若者及びその保護者の子育てを支えていくことを目的とするものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」及び「市町村における母子保健計画策定指針」に基づく「母子保健計画」を兼ねるとともに、町の最上位計画である「皆野町総合振興計画」をはじめ、各種法律に基づく関連計画との整合・連携を図ります。



3. 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中においても社会情勢の変化やこどもや子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを行うものとします。

第2章

子ども・子育てを取り巻く現況



第2章 子ども・子育てを取り巻く現況

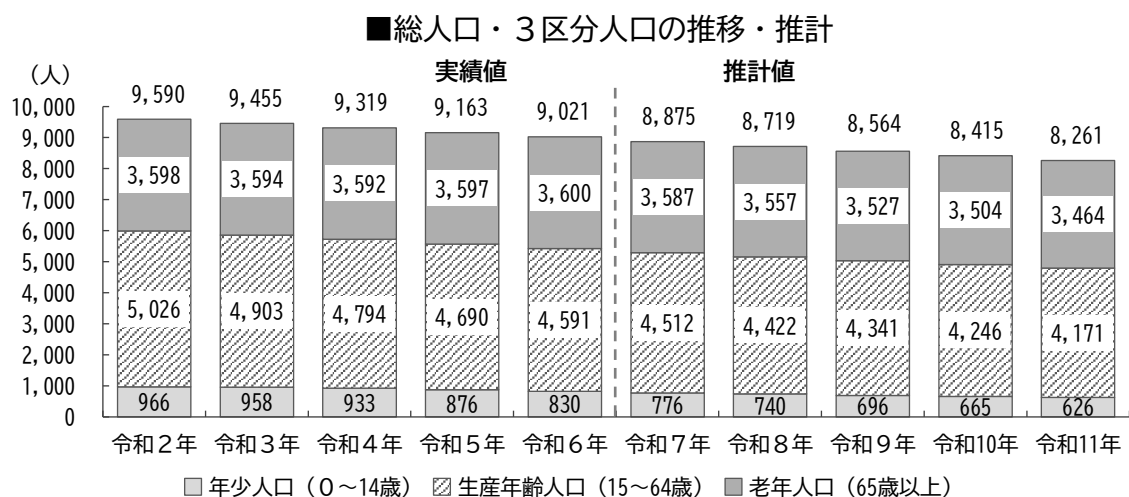
1. 町の概況

(1) 人口の推移と推計

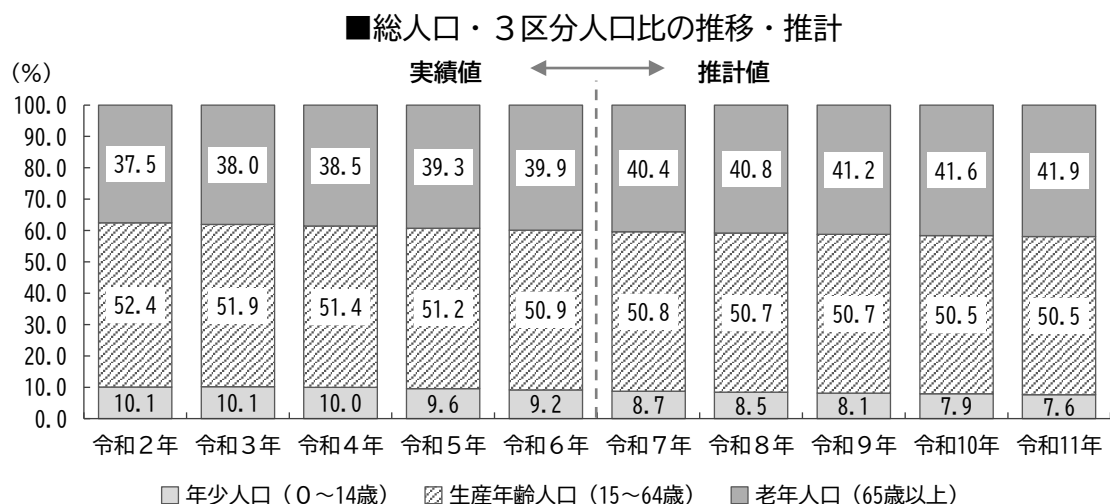
町の総人口は減少傾向にあり、令和6年3月末現在で9,021人となっています。

また、将来推計によると、総人口は今後も減少し続け、令和11年3月末時点で8,261人となることが予測されています。

年齢3区分人口においても、概ね減少傾向にあり、年少人口は令和6年から令和11年にかけて約200人減少することが予測されています。また、年齢3区分人口比は老年人口比が上昇する一方で、年少人口比と生産年齢人口比の低下が予測されています。



資料：住民基本台帳（各年3月末）※推計は住民基本台帳をもとにコーホート変化率法を用いて算定



資料：住民基本台帳（各年3月末）※推計は住民基本台帳をもとにコーホート変化率法を用いて算定

※3区分人口比は、各区分の該当者数を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点第1位までを表示しています。したがって、人口比の合計は必ずしも100%にならない場合があります。

(2) 世帯数の推移

町内居住者の一般世帯数をみると、親族世帯数が最も多く、次いで単独世帯数が多くなっています。親族世帯数のなかでは、平成 22 年から令和 2 年にかけて核家族世帯の割合が上昇しています。また一般世帯数は平成 22 年から令和 2 年にかけて減少しています。

また、18 歳未満親族がいる母子世帯が増加し続けており、令和 2 年時点で、親族世帯に占める 18 歳未満の子どもがいる母子世帯は 1.8%となっています。

■家族類型別世帯数の推移

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数【世帯】	3,754	3,653	3,576
親族世帯数【世帯】	2,993	2,835	2,632
核家族世帯数【世帯】	2,259	2,140	2,140
親族世帯に占める割合【%】	75.5	77.6	81.3
その他親族世帯数【世帯】	734	634	492
親族世帯に占める割合【%】	24.5	22.4	18.7
非親族世帯数【世帯】	21	16	23
単独世帯数【世帯】	740	801	918
(再掲) 母子世帯数【世帯】	42	42	54
親族世帯に占める割合【%】	1.4	1.5	2.1
(18 歳未満親族がいる母子世帯)【世帯】	37	41	47
親族世帯に占める割合【%】	1.2	1.4	1.8
(再掲) 父子世帯数【世帯】	3	3	3
親族世帯に占める割合【%】	0.1	0.1	0.1
(18 歳未満親族がいる父子世帯)【世帯】	2	3	2
親族世帯に占める割合【%】	0.1	0.1	0.1

資料：国勢調査

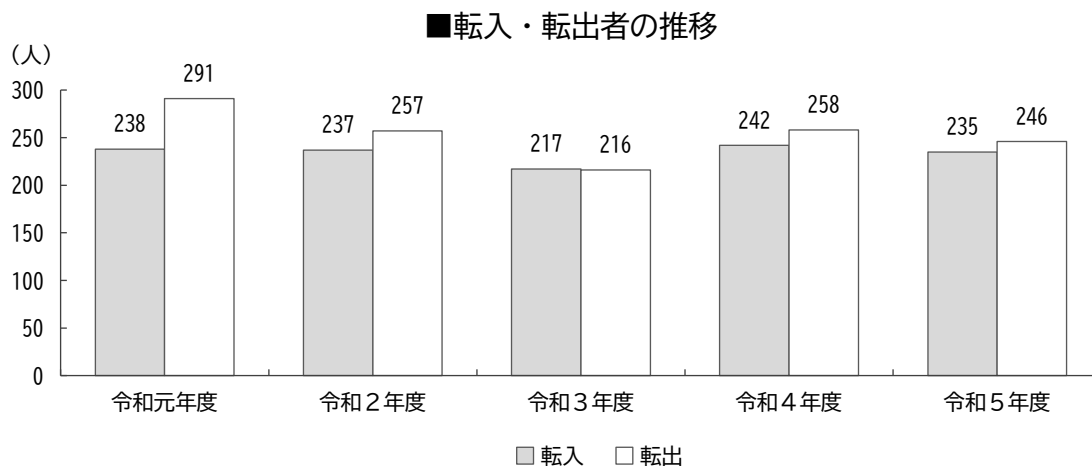
※親族世帯…二人以上の世帯員から構成される世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいる世帯

非親族世帯…二人以上の世帯員から構成される世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいない世帯

単独世帯…世帯員が一人だけの世帯

(3) 転入・転出者の推移

転入・転出者の推移をみると、概ね転出者が転入者を上回っています。その年によって増減はありますが、転入・転出者ともに令和元年度と令和5年度を比較すると減少がみられます。

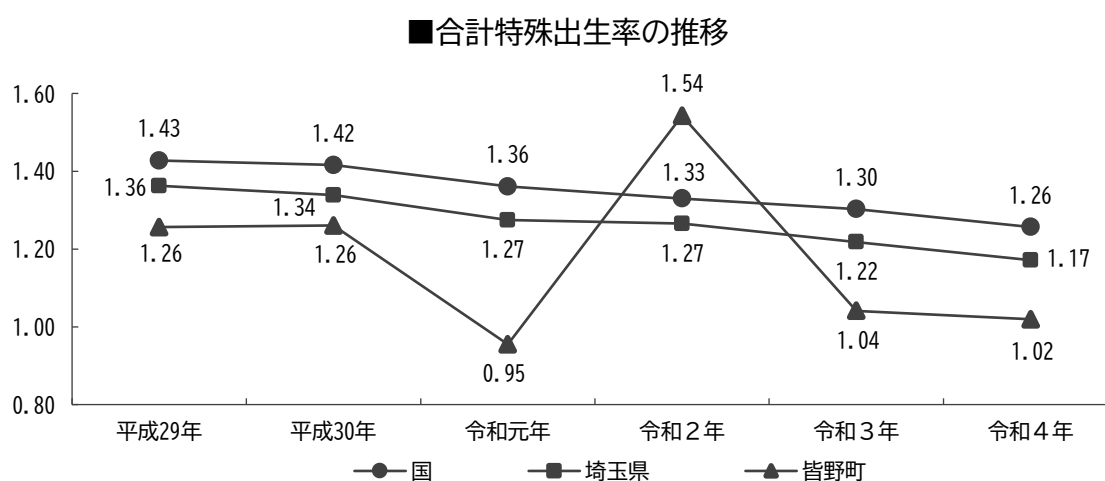


資料：健康こども課

(4) 合計特殊出生率の推移

町の合計特殊出生率（一人の女性が一生に生む子どもの数）は、令和元年に0.95まで落ち込みましたが、その後は再び1.0を上回っており、令和4年時点では1.02となっています。

全国及び埼玉県と比べると、令和2年は全国及び埼玉県を上回りましたが、令和3年以降は再び全国及び埼玉県よりも低い水準で推移しています。

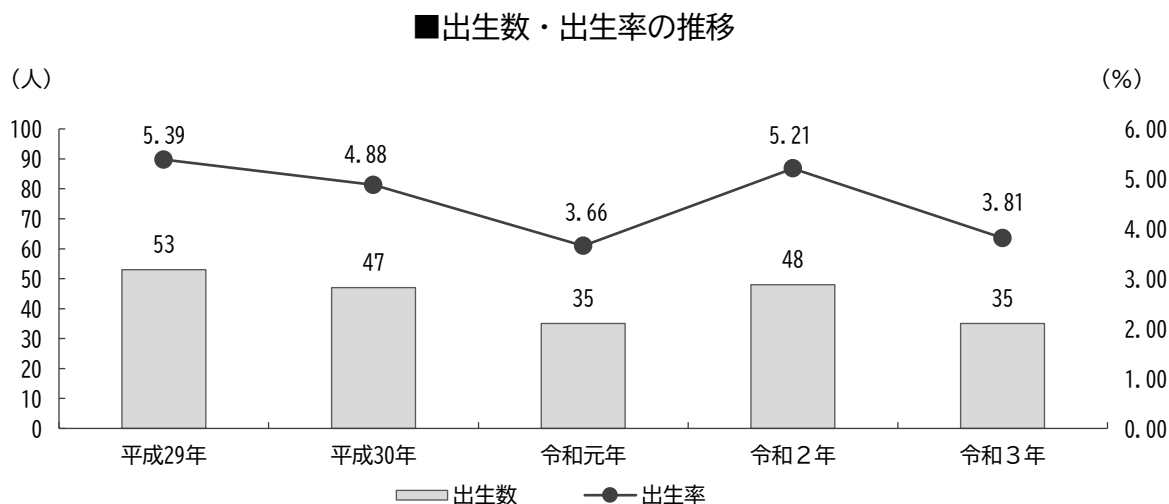


資料：埼玉県保健統計年報

(5) 出生数・出生率の推移

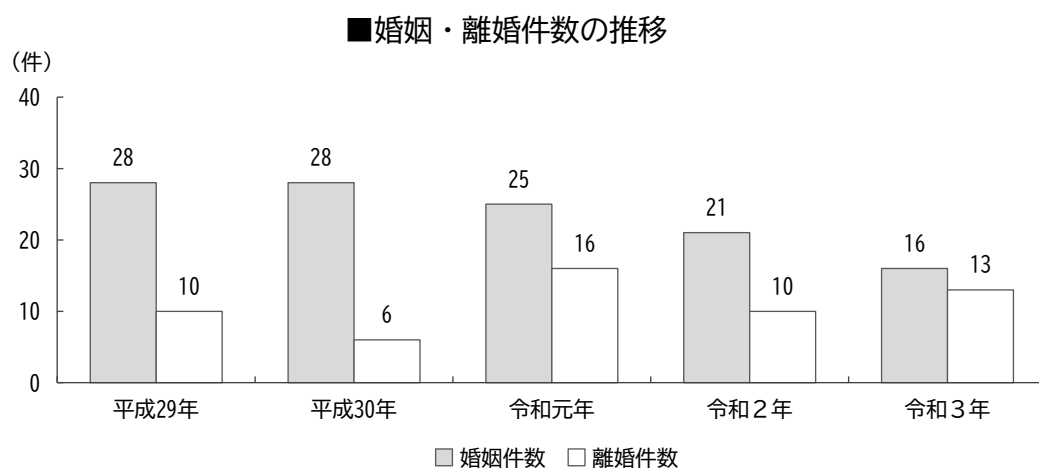
出生数の推移をみると、平成29年から令和元年にかけて大きく減少したのち、令和2年に48人まで回復しましたが、令和3年は35人となり、令和元年と同様に落ち込みました。

また出生率の推移をみると、出生数と同様に平成29年から令和元年にかけて大きく減少したのち、令和2年に5.21まで回復しましたが、令和3年には3.81となり、減少しました。



(6) 婚姻・離婚件数の推移

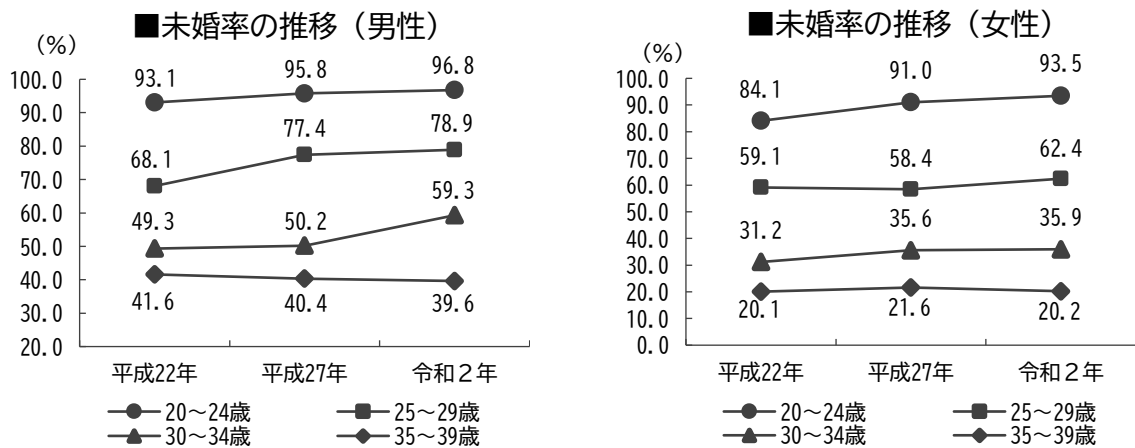
平成29年と令和3年を比較すると、本町の婚姻件数は減少している一方で、離婚件数は増加しています。



(7) 未婚率の推移

平成 22 年から令和 2 年にかけて、本町の 20～24 歳、25～29 歳、30～34 歳の男女の未婚率は概ね上昇傾向にあります。

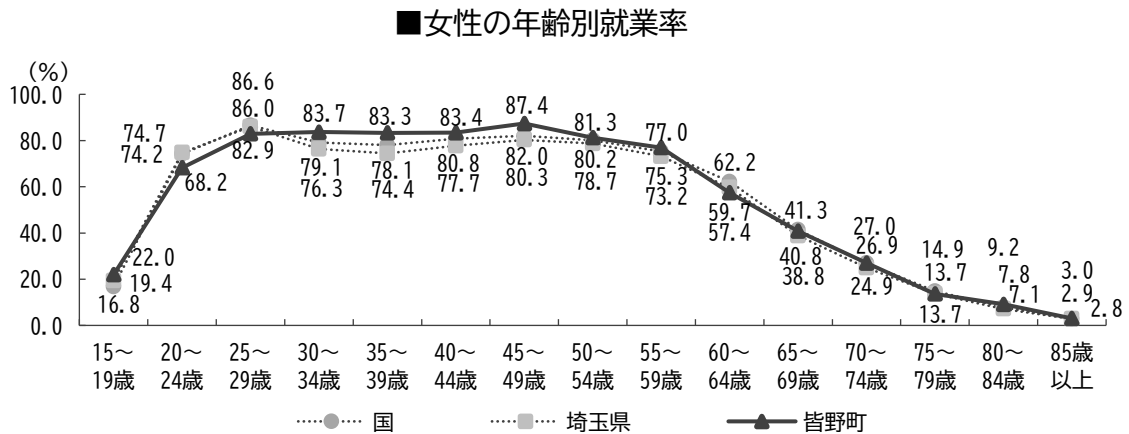
また男女別でみると、すべての年代において男性の未婚率が女性よりも高くなっています。令和 2 年の男女の未婚率を比較すると、20～24 歳では 3 ポイント以上、25～29 歳では 16 ポイント以上、30～34 歳では 23 ポイント以上、35～39 歳では 19 ポイント以上の差があります。



資料：国勢調査

(8) 女性の年齢別労働力率

令和 2 年の女性の就業率をみると、20～24 歳、25～29 歳、60～64 歳の年代は国及び埼玉県
の女性就業率を下回っています。



資料：国勢調査

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
国【%】	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	41.3	26.9	14.9	7.8	2.9
埼玉県【%】	19.4	74.7	86.0	76.3	74.4	77.7	80.3	78.7	73.2	59.7	38.8	24.9	13.7	7.1	2.8
皆野町【%】	22.0	68.2	82.9	83.7	83.3	83.4	87.4	81.3	77.0	57.4	40.8	27.0	13.7	9.2	3.0

2. 教育・保育に関する状況

(1) 児童数の推移と推計

町の0歳～11歳までの児童数の推移・推計をみると、令和2年から令和6年にかけて総数が約150人減少しています。また、総数は令和7年以降も1年ごとに減少することが予測されています。

■児童数の推移と推計

	実績値					推計値				
【人】	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	36	50	39	28	23	31	30	29	28	27
1歳	47	38	49	42	28	24	32	31	30	29
2歳	52	50	40	47	43	29	25	33	32	31
3歳	57	52	50	39	45	42	28	25	32	31
4歳	53	57	52	52	39	46	42	28	25	32
5歳	54	55	60	52	54	41	48	44	28	25
6歳	65	52	56	57	54	54	41	48	44	28
7歳	62	66	53	57	57	55	55	42	49	45
8歳	78	63	68	53	58	58	56	56	42	49
9歳	71	78	65	70	54	59	59	57	57	43
10歳	91	73	79	63	69	54	59	59	57	57
11歳	74	92	71	79	62	68	54	59	59	57
合計	740	726	682	639	586	561	529	511	483	454

資料：住民基本台帳

(2) 待機児童数の推移

令和2年度から令和6年度にかけて、町の待機児童数は0人となっています。

■待機児童数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (9月1日現在)
待機児童数【人】	0	0	0	0	0

資料：健康こども課

(3) 保育園・幼稚園の利用状況

町内の保育園は2施設、幼稚園は1施設となっています。保育園・幼稚園ともに令和2年度から令和6年度にかけて利用者数は減少が続いており、保育園は約40人、幼稚園は約10人の減少がみられます。

■保育園・幼稚園の利用状況の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町内保育園（明星保育園、国神保育園の合計）の利用者【人】	178	174	168	160	141
町外利用者【人】	24	25	24	20	16
町内幼稚園（皆野幼稚園）の利用者【人】	40	40	40	37	31

資料：健康こども課（各年度4月）

(4) 町外保育施設の利用者数の推移

令和2年度から令和6年度にかけて町外保育施設の利用者数は横ばいの状態となっています。

■町外保育施設の利用者数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町外保育施設の利用者数【人】	22	23	20	23	21

資料：健康こども課

(5) 就学児童・生徒の状況

町内の小学校は3校、中学校は1校となっています。令和2年度から令和6年度にかけて小学校の児童数は減少が続いていますが、中学校の生徒数は概ね増加しています。

また学童保育の利用者数は令和2年度から令和5年度にかけて増減を繰り返していますが、令和2年度と令和6年度を比較すると、横ばいの状態となっています。

■就学児童・生徒の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町内小学校（皆野小学校、国神小学校、三沢小学校の合計）児童数【人】	434	415	384	371	344
町内中学校生徒数【人】	217	223	240	230	234

資料：健康こども課

■学童保育利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者【人】	153	140	162	161	150

資料：健康こども課（各年度4月）

3. 母子保健事業などの状況

(1) 妊娠届及び乳幼児健診などの状況

町内の妊娠届出数は令和元年度から令和5年度にかけて増減を繰り返していますが、令和元年度と令和5年度を比較すると、減少傾向がみられます。

また町内の乳幼児健診において令和元年度と令和5年度を比較するといずれも受診率の減少がみられます。

町内の子育て支援センターである「きらきらクラブ」の参加延人数は令和元年度と令和5年度を比較すると約2,000人回減少しています。

■妊娠届出状況推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
届出数【件】	51	36	38	25	30

資料：健康こども課

■乳幼児健診対象者・受診率

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4～5か月児 健康診査	対象者数【人】	35	41	41	41	24
	受診者数【人】	35	41	40	37	23
	受診率【%】	100.0	100.0	97.6	90.2	95.8
9～10か月児 健康診査	対象者数【人】	40	36	47	46	33
	受診者数【人】	40	36	47	36	32
	受診率【%】	100.0	100.0	100.0	78.3	97.0
1歳6か月児 健康診査	対象者数【人】	38	43	47	39	42
	受診者数【人】	38	42	47	38	39
	受診率【%】	100.0	97.7	100.0	97.4	92.9
2歳児 すくすく相談	対象者数【人】	66		11		37
	受診者数【人】	66		8		30
	受診率【%】	100.0		72.7		81.1
3歳児 健康診査	対象者数【人】	55	42	56	37	50
	受診者数【人】	55	42	55	36	48
	受診率【%】	100.0	100.0	98.2	97.3	96.0
5歳児 のびのび相談	対象者数【人】	63				53
	受診者数【人】	60				50
	受診率【%】	95.2				94.3

※一部健診は新型コロナウイルス感染症予防のため以下のとおりとなった。2歳児すくすく相談＜令和元年度＞4回中3回実施・＜令和2年度＞未実施・＜令和3年度＞4回中1回のみ実施・＜令和4年度＞未実施・＜令和5年度＞すべて開催、5歳児のびのび相談＜令和2年度～令和4年度＞未実施

資料：健康こども課

■きらきらクラブ参加延人数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加延人数【人回】	4,108	2,583	2,264	2,810	2,231

※＜令和2年度～令和4年度＞新型コロナウイルス感染症予防のため参加人数を制限して実施

資料：健康こども課

（２）訪問事業

町内の訪問指導において、令和元年度と令和5年度を比較すると、妊婦、産婦、新生児（未熟児除く）は実人員と延人員が減少しています。一方で、未熟児、乳児（新生児・未熟児除く）は実人員と延人員が増加しています。また幼児は実人員が増加していますが、延人員は減少しています。

■訪問指導

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦	実人員【人】	6	0	1	2	5
	延人員【人回】	6	0	5	2	5
産婦	実人員【人】	49	31	35	26	29
	延人員【人回】	77	37	42	34	40
新生児 (未熟児除く)	実人員【人】	36	42	32	30	26
	延人員【人回】	37	42	32	33	30
未熟児	実人員【人】	0	2	0	2	1
	延人員【人回】	0	4	0	4	1
乳児 (新生児・未熟児除く)	実人員【人】	3	6	12	3	4
	延人員【人回】	4	20	19	5	6
幼児	実人員【人】	5	10	4	5	7
	延人員【人回】	26	26	13	17	15
その他	実人員【人】	1	2	5	11	8
	延人員【人回】	2	5	11	26	22

資料：健康こども課

4. 第2期皆野町子ども・子育て支援事業計画の事業評価

本計画の前段である「第2期皆野町子ども・子育て支援事業計画」の事業実施結果を以下にまとめます。

(1) 基本目標1 子どもへの支援

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、乳幼児健康診査などの実施により、乳幼児期から発育・発達の状況の確認に努めるほか、保健事業の充実を図ります。また、特に支援が必要な子育て家庭への支援・見守りを充実させ、児童虐待などの深刻な課題を抱える家庭への支援ネットワークづくりを進めるとともに、子どもや保護者の交流を促進します。

<実施事業>

【評価】 A：目標達成 / B：目標に向かって改善 / C：横ばいまたは停滞 / D：未実施 / E：評価できず

No.	事業名	実施内容	評価
1	子どもの権利条約の普及	未実施	D
2	虐待防止ネットワークによる見守り	代表者会議では熊谷児相所長の講演会を実施。実務者会議では進行管理中の要保護児童について各関係機関と情報連携を図った。個別ケース検討会議では、各ケースについて関係機関同士密に情報共有を図り、支援方針を検討することができた。	A
3	体験・交流活動の促進	幼稚園では自然体験活動、小学校では生活科での昔遊び、総合的な学習の時間での稲作体験や郷土芸能、中学校では職業体験など実施した。また、すべての小学校（高学年）において、キッズニア東京での様々な職業体験活動を実施した。	A
4	遊び場の整備	3年ごとに町内全域の遊具の点検を実施。修繕が必要な箇所は随時修繕した。	C
5	放課後の子どもの居場所づくりの充実	子どもたちが安心・安全に過ごせる場を提供することを目的として、こどもの居場所事業を実施。 子ども薬剤師体験（不定期）、み～なちゃん食堂（毎月1回）を民間主導で開設した。	A
6	乳幼児健康診査等の充実	対象児の減少、従事小児科医師の都合などにより、令和5年度から乳児健診と1歳6か月児健診（奇数月）及び3歳児健診（偶数月）を同日実施とした。未受診者へは、後日電話などで受診勧奨し、訪問などで状況や所在確認を行った。2歳は乳歯が生えそろう時期であるため2歳児相談では歯科衛生士による歯科講話を中心に行い、5歳児相談では就学に向けて児がよりよく学校生活が送れるよう相談支援を行った。	A
7	食育の推進	妊産婦訪問、新生児訪問、乳幼児健診、育児相談などで保護者への栄養指導を実施。 平成30年度から実施している食生活改善会による皆野高校生への食育教室において、朝食の大切さについて講話を行った。 令和6年度から「おんぶ de 離乳食教室」として生後4～10か月までの親子を対象に助産師と栄養士による教室を開催。	A
8	思春期保健対策の推進	令和5年度に皆野高校1～3年生に対して、助産師から「妊娠期の母と胎児の体の変化」「チャイルドビジョン」などの講義と妊婦体験・赤ちゃん人形での抱っこ体験などを実施した。講義内容は各学年に応じた内容で実施した。	A

【評価】 A：目標達成 / B：目標に向かって改善 / C：横ばいまたは停滞 / D：未実施 / E：評価できず

No.	事業名	実施内容	評価
9	医療の充実	1市4町ちちぶ医療協議会の各分科会（a ちちぶ圏域医師・医療関係者育成プログラム、b 救急医療、c 予防医療・リハビリテーション）において、分科会毎に年2回程度会議を開催し医療体制や予防医療の充実などについて協議した。＃7119（埼玉県救急電話相談）や＃8000（子ども医療電話相談）などについて広報で広く周知するとともに新生児訪問などで個別に案内を実施した。	A
10	スポーツ・レクリエーション活動の振興	コロナの影響で、令和3年度に4回実施したのみ。サーキット遊びやリズム遊び、色々な物に触れ感触を楽しむ遊びを行う場を提供できた。	B
11	保育園や幼稚園などの整備（健康こども課）	施設整備は町立幼稚園で実施した。 町内保育園は民営施設だが、整備に関する補助金などは支給していない。	D
11	保育園や幼稚園などの整備（教育委員会）	計画に基づいて令和3年度に園庭整備設計業務を発注、令和4、5年度に工事を実施し、老朽化した遊具を撤去が完了し新しい遊具を設置した。また令和3年度には屋上防水工事、令和5年に高圧ケーブルなどの電気設備の更新工事を実施した。	A
12	保育の質の向上	県主催のキャリアアップ研修、放課後支援員認定資格研修などの募集について案内し、保育者の資質向上を図った。 保育所では処遇改善加算Ⅱの適用に所定研修の終了要件が追加されたため、受講状況の確認も行っている。	A
13	学童保育所の充実	保護者のニーズに沿った運営に努めた。	A
14	特色ある教育の推進	【英語教育】幼稚園、小学校、中学校でALTを活用した英語教育を実施した。修学旅行に外国人留学生が同行する事業を実施した。英語検定の公費負担補助を行った。 【コミュニティスクール】各校・園の学校運営協議会で年間3～5回の会議を行い、地域と連携した取組を図った。	A
15	小・中高校生と乳幼児の交流促進	幼稚園と皆野小・国神小・三沢小との交流の実施。中学校での職業体験やボランティア体験を幼稚園・保育園で実施。皆野高校生との遊び体験交流など実施した。	A
16	いじめ・不登校への取り組みの強化	健康こども課、児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、いじめや不登校、教育相談に関する事など、組織的な対応に取り組み、いじめの早期発見・早期対応、不登校児童生徒や保護者への支援を充実させた。また、必要に応じて関係機関と連携したケース会議を実施した。中学校では、不登校対策として、教育支援センター分室「み～な教室分室」を設置したりサポートルーム（SR）に非常勤講師を配置した。非常勤講師、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどによる支援を行った。	A
17	特別支援教育の充実	全小中学校に特別支援学級を設置し、個別の状況に応じた教育を行った。通常学級支援籍を実施し特別支援学校の児童生徒と交流することができた。特別教育指導員による定期的な学校訪問を実施した。 特別支援教育の啓発のため、小中学校の児童生徒による「特別支援学級児童生徒作品展」を実施した。	A

<課題分析まとめ>

本町では、幅広い子どもへの支援を実施してきたものの、現行計画期間中には新型コロナウイルス感染症の影響を受け、子どもの権利条約についての普及啓発や児童のレクリエーション活動機会の増加に係る取組が停滞することもあったため、次期計画においてはこれらの推進を

図る必要があります。

また、現行計画期間では、子どもの安全な遊び場を保つために、3年ごとに遊具点検を行い、遊具数を保持してきましたが、定期点検の実施方針が変化してきていることから、今後は遊具の修繕計画を策定し、法定に基づき毎年遊具の定期点検の実施を進めていくことが必要になります。

その他、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、こどもの居場所づくりに関する事業を推進することで、地域の方を中心としたボランティア活動として運営体制を整えることができました。今後は事業を拡充する形で、休日のみならず平日夕方にも事業開催を実施することで参加者の増加をねらう必要があります。

対象児が減少したことから、乳児健診・1歳6か月児健診（奇数月開催）・3歳児健診（偶数月開催）を同日開催することとしました。従事者間の密な情報連携を図ることが求められるため、今後も事業の円滑化に努めることが必要となります。

また、昨今の保護者の働き方の変化から、学童保育所での預かりについて保護者のニーズに応えられるよう改善してきましたが、学童職員の負担増という新たな課題が発生したことから、今後は運営の負担軽減についても検討していく必要があります。

（２）基本目標２ 家庭への支援

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境の整備、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。また、各家庭の適切な生活習慣の確立や、男女共同による子育てを支援することで、保護者も親として成長していく「親の育ち」の過程を支援します。

<実施事業>

【評価】 A：目標達成 / B：目標に向かって改善 / C：横ばいまたは停滞 / D：未実施 / E：評価できず

No.	事業名	実施内容	評価
18	教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保（健康こども課）	待機児童0が続いている。人口減少により出生数も著しく低下しているため、令和6年度より町内保育園の定員を30人減じ、保育の質の確保に努めた。 町独自に民間保育所に補助金を支給し、加配職員の雇上げ費や特色ある保育の実施に寄与した。 令和5年度一斉募集より、入所手続などをオンライン化した。	A
18	教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保（教育委員会）	幼児教育の充実のため、冬休み預かり保育の実施や未就園児保育「み～なクラス」を実施した。	B
19	時間外保育事業	保護者の就労時間により18時以降も保育が必要な児童に対し、保育時間を延長して預かりを実施した。	A
20	放課後児童健全育成事業	就労などを理由として保護者が日中に保育できない小学生児童に対し預かりを実施し、保護者のニーズに応える運営に努めた。	A

【評価】 A：目標達成 / B：目標に向かって改善 / C：横ばいまたは停滞 / D：未実施 / E：評価できず

No.	事業名	実施内容	評価
21	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量及び実施計画（健康こども課）	未実施	D
21	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量及び実施計画（教育委員会）	放課後子供教室指導員立ち合いのもと、宿題や自主学習、読書などで上級生の下校（6校時終了）まで校舎内の教室で過ごす。	A
22	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策（健康こども課）	未実施	D
22	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策（教育委員会）	コロナ禍において需要も落ち込み、令和3年度以降放課後子供教室は実施していない。	D
23	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策（健康こども課）	未実施	D
23	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策（教育委員会）	コロナ禍において需要も落ち込み、令和3年度以降放課後子供教室は実施していない。	D
24	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策（健康こども課）	未実施	D
24	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策（教育委員会）	コロナ禍において需要も落ち込み、令和3年度以降放課後子供教室は実施していない。	D
25	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策（健康こども課）	加配が必要な児童の入所はなかったが、配慮が必要な児童とは事前に三者面談を行い、児童が安心・安全に利用できるよう配慮した。特別に配慮を要する児童の入所に応じ対応できるよう体制を整えている。	B
25	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策（教育委員会）	令和2年度も特別な配慮を必要とする児童の利用がなく、また、コロナ禍において需要も落ち込み、令和3年度以降放課後子供教室は実施していない。	D
26	地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み	通常開所を18:30までとするなど、保護者のニーズに沿った運営に努めている。	A
27	各放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	学校・学童・担当課で密に情報共有を図ることができた。 学童施設が町の貸館施設内にあるため、施設管理などの面でも密に連携をとることができた。 放課後児童支援員については、町独自の研修などは実施していないが、県が実施する支援員研修を受講している。	A

【評価】 A：目標達成 / B：目標に向かって改善 / C：横ばいまたは停滞 / D：未実施 / E：評価できず

No.	事業名	実施内容	評価
28	放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	町や運営者のホームページにて学童保育所の案内をしている。令和5年度に入所申請をオンライン化したことにより町ホームページを改善し見やすくした。出生届出時にも町内の子育て支援をまとめたパンフレットを配布している。	A
29	子育て短期支援事業	事業者とトワイライトステイについて委託契約の締結に向けた協議を進めたが、コロナ禍で入所児童以外の預かりを休止していたことから実施に至らなかった。	D
30	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	コロナ禍により人数や地域を制限した運営となったが、1日あたり平均4組以上が利用している。保育士による育児相談のほか、保健師によるさらさら計測（令和2年度・令和4年度7～3月は中止）、巡回支援専門員による巡回相談、ボランティアによる絵本の読み聞かせなどを実施した。また、季節に合わせた製作や遊びを提供した。	B
31	一時預かり事業	在園児の一時預かりは、幼稚園型Ⅰ・Ⅱ、特別に支援を要する児童分の利用があった。	A
32	病児・病後児保育事業	ニーズがなかった。	D
33	ファミリー・サポート・センター事業	令和4年度までは学童施設への長期休業期間の送迎や習い事への送迎に利用する家庭があったものの、令和5年度以降の利用者はなかった。	C
34	利用者支援事業	令和3年度より子育て支援担当と健康づくり担当を1つの課としたことにより、児童福祉分野と母子保健分野のより密な連携が取れる体制となった。令和5年度からはこども家庭センターを整備した。かねてより妊娠期からの切れ目ない支援としてワンストップの相談体制を取っていたが、こども家庭センターの設置により制度的にも整備された。	A
35	実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施	D
36	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	未実施	D
37	家庭教育の充実	みな教育プランに掲げた各学年の家庭学習時間が目安となり、皆野っ子自主学习ノートが活用され、家庭学習の習慣化が図られた。「みなの子家庭学習のすすめ」リーフレットを全児童生徒に配付し、活用事例を紹介したことや、6冊目達成以降はゴールドノートへ移行することなどで、家庭学習の質と量の改善が見られた。	A
38	障害児等保育の充実	秩父郡内の相談機関と連携し、町内4施設（保育園2施設、幼稚園、子育て支援センター）へ療育相談員、理学療法士などの専門職が巡回し、直接児に関わる保育士などに対して発達障害が疑われる子どもの対応について助言指導を実施。必要に応じて親への育児相談支援を行い、診療や療育につなげている。町内保育所でも特別に支援を要する児童には加配職員を配置しており、その雇上費への補助として町独自の補助金を支給している（条件により県の補助金の場合あり）	A

【評価】 A：目標達成 / B：目標に向かって改善 / C：横ばいまたは停滞 / D：未実施 / E：評価できず

No.	事業名	実施内容	評価
39	経済的援助の充実（健康こども課）	第3子保育料無料となる基準を国より大幅に上げ、中学生以下の児童を3人以上養育している世帯は第3子の保育料・副食費を無料としている。保育料も県下では最も低い価格設定となっている。 また、同一世帯から2人以上の児童が同時に保育園などを利用している場合、2人目は保育料半額、3人目は保育料無料、町民税が基準額以下の多子世帯については、年齢制限なく第2子は保育料半額、第3子以降は保育料無料としている。 医療費の現物給付については埼玉県内全域で行った。	A
39	経済的援助の充実（教育委員会）	要保護・準要保護として認定した児童生徒に学用品や修学旅行費などを援助。また、令和5年度より皆野町立学校に在籍する児童生徒について学校給食費無償化を実施した。	A
40	幼児教育・保育の無償化【新規】	国の基準に加え、中学生以下の児童を3人以上養育する世帯の第3子以降の保育料・副食費を無料としている。 1号認定で入所した児童の保護者が就労などにより施設等利用給付を利用している。	A
41	外国人の子ども・家庭への支援（健康こども課）	ケースとしてはほぼ対応なし。 就学にあたり補助の相談を受けた際は県の補助金などを活用し支援に繋げた。	B
41	外国人の子ども・家庭への支援（教育委員会）	学習環境の整備、家庭との連携・支援など、個別に対応してきている。	A
42	男女共同参画による子育て意識の醸成・父親の子育て参加の促進（健康こども課）	未実施	D
42	男女共同参画による子育て意識の醸成・父親の子育て参加の促進（総務課）	未実施	D
43	妊娠・出産・育児のケアの連続性の確保	伴走型相談支援として妊娠届け出時、妊娠中期にアンケート及び保健師・助産師による面談を実施し産科医療機関と連携しながら出産後も新生児訪問、産後ケア事業などでケアの継続を実施した。 また、令和6年度からは妊娠中期のアンケートを夫・パートナーへも実施し、出産後を見据えて妊娠期から顔の見える関係性を構築した。	A
44	健康相談・育児教室の充実	子育て支援センターにおいてきらきら計測を実施し、身体計測や育児相談を実施。令和6年度から生後4～10か月までの親子を対象に、助産師と栄養士による「おんぶ de 離乳食教室」を開催した。	A
45	訪問指導の充実	母子の健康課題や養育に関する支援が必要な家庭に対し地区担当保健師・助産師が随時訪問し、助言指導を実施。個別の支援方針により保育園、幼稚園、医療機関や療育施設などと連携を図っている。	A
46	不妊治療への支援	令和5年度から保険適用となったため、特定不妊治療費の助成は終了となり、不妊治療費の助成（町独自）を拡充した。保険適用となる治療1か月あたり上限5万円とした。また、不妊検査及び不育症検査費助成も拡充となり、妻年齢により上限2～3万円とした。	A
47	妊婦健康診査	病気の早期発見と安全な出産のため、母体とお腹の赤ちゃんの健康状態を確認する健診事業で産科医療機関へ委託して実施した。 最大14回の健診とHTLV-1抗体検査、性器クラミジア検査の公費助成を実施した。	A

【評価】 A：目標達成 / B：目標に向かって改善 / C：横ばいまたは停滞 / D：未実施 / E：評価できず

No.	事業名	実施内容	評価
48	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる全家庭を地区担当保健師・助産師が家庭訪問し、育児の不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供や専門的視点からの助言指導を実施した。また、必要があれば関係機関と連携しながら乳児の健全な育成環境の確保を図ると共に必要な支援へつないだ。	A
49	養育支援訪問事業	令和5年度より予算計上しているが、保護者からのニーズがなく実施に至らなかった。	C

<課題分析まとめ>

本町では、各種事業に取り組むことで、家庭への支援を継続してきました。

しかしながら、出生数の減少や保育士不足といった現況から、保育士の確保や保育士に対する処遇改善の問題も含め、幼保連携などといった幼稚園・保育園の在り方について検討していく必要性が出てきました。加えて、時間外保育や放課後児童健全育成事業、地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組では、保護者のニーズに応じて長時間の開所を行っている一方で、保育士の負担が増加しており、保育士の確保を視野に入れながら、運営体制を見直す必要があります。

また、DXを推進する観点から、教育・保育施設では、入所手続きなどのオンライン化を図ったことによって、スムーズな申請体制を確立することができました。今後はその他の手続きについても全般的なオンライン化を進めていく必要があると考えられます。併せて、学童施設が貸館施設内にあることで、他の利用者との調整が懸念されていたものの、予約システムの活用により、他の利用者とのダブルブッキングを避け、職員の業務負担軽減につながったことから、今後も予約システムの利用を促進していく必要があります。また、学童施設の児童は、2学区から集まっていることから、各学校の行事予定や下校時間が異なり、連携が図れていなかったことが問題として挙げられているため、業務継続計画や対応マニュアル、安全計画の策定を進めながら、画一的な体制を築いていく必要があります。

さらに今後を見据えて、多様な教育・保育サービスを持続的に進めていくことが重要となります。例えば、子育て短期支援事業のニーズが見込まれていることから、児童福祉施設などへの委託契約の締結などを検討する必要があります。また、地域子育て支援拠点事業の周知を強化するとともに、出生数を踏まえた見込み量の設定や利用者が通いやすいような開催場所の検討を行っていく必要があります。他にも、ファミリー・サポート・センターの利用が見込みと乖離する形で減少していることから、計画値を見直すとともに、利用者増加に向けた周知方法の改善や利用料に対する補助などの検討を行う必要があります。また、利用者支援事業では、実動体制を強化するために会計年度任用職員などの雇用や職員の増員について検討していく必要があります。

その他、子育て家庭への支援において、障害児等保育の充実では、町内4施設（保育園2施設、幼稚園、子育て支援センター）のニーズに見合った専門職の巡回数の調整を図っていくなど、今後も取り組んでいく必要があります。加えて、保育料や多子世帯への経済的支援など、町独自の基準で実施している経済的援助に関する周知の強化を図るとともに、経済的負担軽減

の更なる充実を図っていく必要があります。また、新たな取組として、幼児教育・保育の無償化に力を入れてきたことから、今後はさらに対象者の拡大を検討していく必要があります。男女共同による子育ての観点においては、男性の育児参加を促進する必要があると考えられます。さらに、母子健康の推進のために、支援が必要な家庭に対し行う訪問指導については、複合的な要因による支援の複雑化が課題となっているため、保護者と支援者の間で関係性を構築する必要があります。

(3) 基本目標3 地域力の向上

子どもの育ちを社会全体で支援するため、地域活動や交流を通して、住民一人ひとりの地域で子どもを育む意識を高めるとともに、地域における子育て支援ネットワークづくりを進めます。また、すべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、生活環境の整備や、子どもを犯罪などから守り、子育てにやさしいまちづくりを進めます。

<実施事業>

【評価】 A：目標達成 / B：目標に向かって改善 / C：横ばいまたは停滞 / D：未実施 / E：評価できず

No.	事業名	実施内容	評価
50	育児休業制度の普及	未実施	D
51	男性の働き方の見直し促進	未実施	D
52	子育て環境についての関心の喚起	母子保健情報をはじめ子育て関連情報の広報誌への掲載や、ホームページ・インスタグラム・LINE などによる情報発信を行っている。	A
53	地域活動の促進	令和5年度に民間主体で実施することの居場所を町内に開設した。地域のボランティアが運営し、子ども食堂（多世代交流食堂）や職業体験などを実施している。	B
54	地域の人材活用と育成	未実施	D
55	住環境の整備	令和3～5年度に上富沢団地、下大浜団地にて3戸の改修を行い、若年層の子育て世帯を対象に募集を行っている。現在2世帯が入居している。令和6年度についても上富沢団地にて1戸改修を進めている。	A
56	道路環境の整備	令和5年度に地域の主要な通学路となっている町道（2路線）にて、グリーンベルトの設置を実施した。	B
57	犯罪の防止・被害者保護の促進	町内の防犯パトロール団体において、登下校の見守り活動や犯罪を事前に防止するための地域内の見回り活動などを実施した。また、防災行政無線を用いて、平日下校時の見守り放送を実施した。さらに、犯罪被害者支援総合的対応窓口を設け、被害者保護の施策を実施した。	A

<課題分析まとめ>

地域力の向上に係る取組として、子育て環境の充実をより広く発信するために SNS やホームページの活用を推進していくことが今後必要となります。

また、地域内での需要に対してボランティアが不足し、活動に制限が出てしまっている実情を踏まえ、ボランティア活動の周知を行っていく必要があります。

さらに、まちづくりから子育てをアプローチしていくなかで、空き家を活用した若年層の定

住促進や道路の拡幅整備を行っていくとともに、職員による青色防犯パトロールの実施や防犯カメラの増設にも力を入れていくことで地域全体による日常的な育児支援を充実していく必要があります。

5. アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

「皆野町こども計画」を策定するにあたり、子育てに関する現状やニーズ、子ども・若者を取り巻く現状及び課題を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

●実施方法・期間

方法：返信用封筒を同封したアンケート調査票の郵送・学校による配布、郵送・Web 回収

期間：○小学生・中学生/小学生保護者/中学生保護者

令和6年(2024年)7月19日～8月16日

○一般/未就学児童保護者

令和6年(2024年)7月26日～8月16日

●調査の種類

種類	対象者	実施方法
小学生・中学生	町内の小学5年生、中学2年生	学校による配布・郵送回収
一般	町内の18歳～39歳の若者(無作為抽出)	郵送配布・郵送回収
未就学児童保護者	就学前のお子さんをお持ちの保護者	郵送配布・郵送回収
小学生保護者	小学生のお子さんをお持ちの保護者	学校による配布・郵送回収
中学生保護者	中学生のお子さんをお持ちの保護者	学校による配布・郵送回収

※調査票には、二次元コードを添付し、Webによる回答も可能としました。

●回収結果

種類	配布数	回収数		回収率
			うち Web	
小学生・中学生	139	41	22	29.5%
一般	980	245	82	25.0%
未就学児童保護者	182	96	39	52.7%
小学生保護者	66	22	13	33.3%
中学生保護者	73	20	10	27.4%

※調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点第1位までを表示しています。したがって、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。

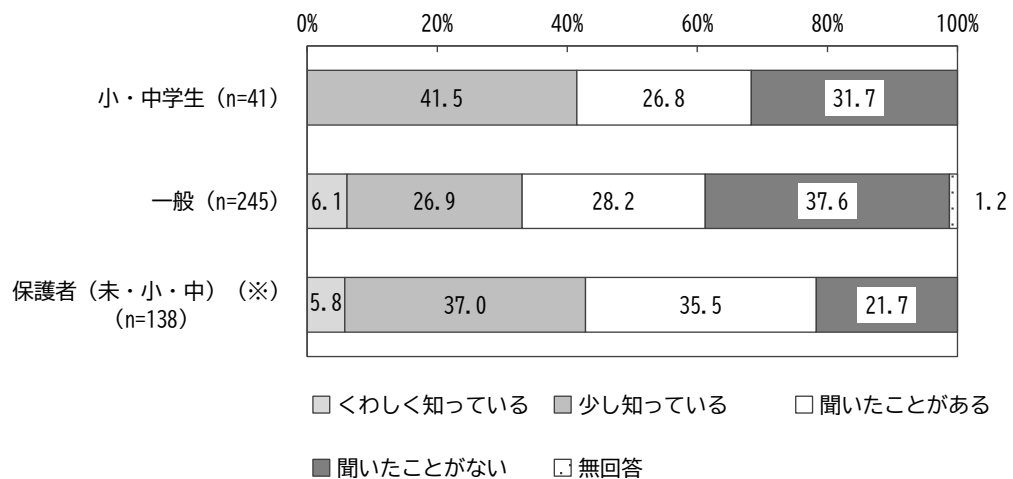
※回答比率が0.0%の項目は、グラフ中において数値の表記を省略している場合があります。

(2) アンケート調査からみえた特徴

1 子どもの権利についての認知度

「『子どもの権利』について知っている（※）」方の割合について、小・中学生では 68.3%、一般では 61.2%、保護者では 78.3%となっています。

子どもの権利に関する認知度は、全体的に高い割合となっており、引き続き、地域や学校、団体など様々な主体が連携し、更なる認知度の向上に努めていくことが望まれます。

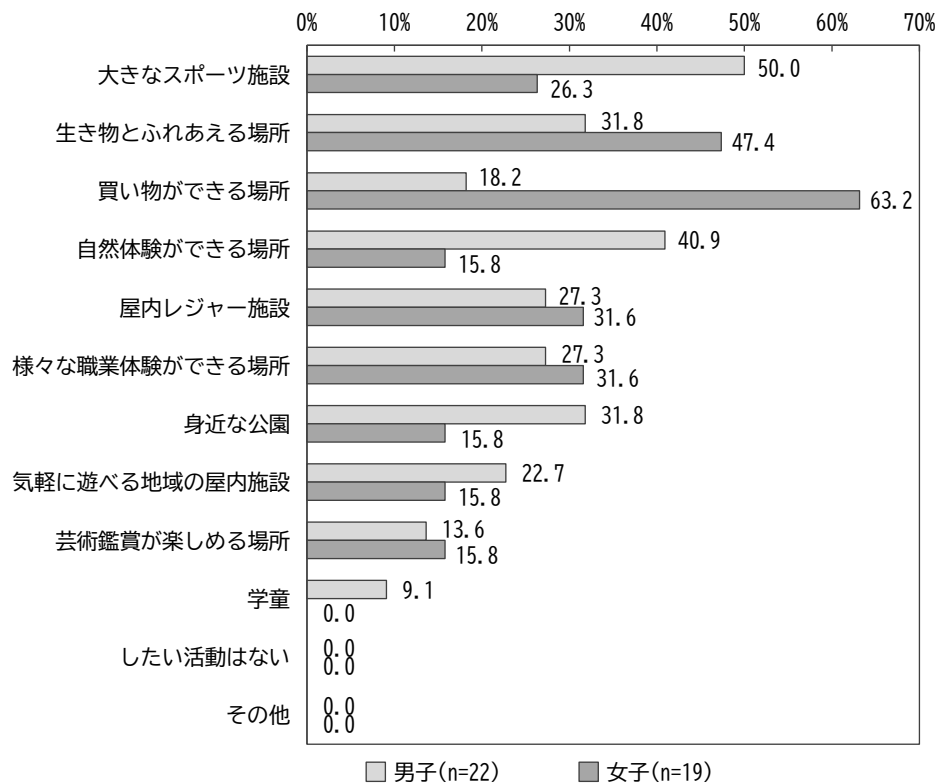


※知っている…「くわしく知っている」、「少し知っている」、「聞いたことがある」の合計

※保護者（未・小・中）…「未」は未就学児童保護者、「小」は小学生保護者、「中」は中学生保護者を示しています。（以下同様）

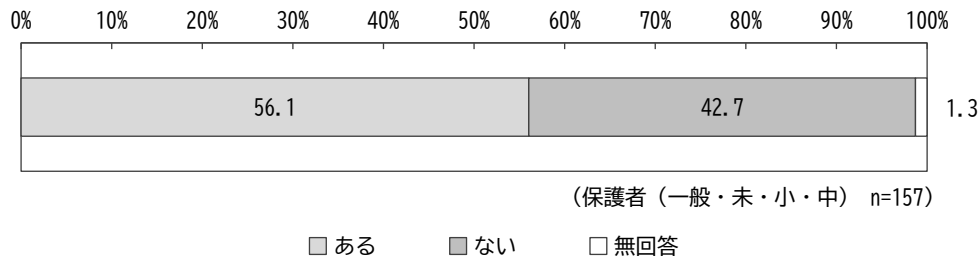
2 遊び場のニーズについて

遊びや体験の場のニーズを男女別にみると、男子の上位は「大きなスポーツ施設」が50.0%、「自然体験ができる場所」が40.9%であり、女子の上位は「買い物ができる場所」が63.2%、「生き物とふれあえる場所」が47.4%になっていることから、スポーツと買い物の両方が体験できる場所の整備などのように男女両方のニーズを満たす場づくりを検討していく必要があります。



3 親同士の交流の場の充足度、ニーズについて

学校や地域における親同士の交流では、参加したことがある保護者が5割程度に留まっており、参加したいと思うような交流機会をつくっていく必要があります。

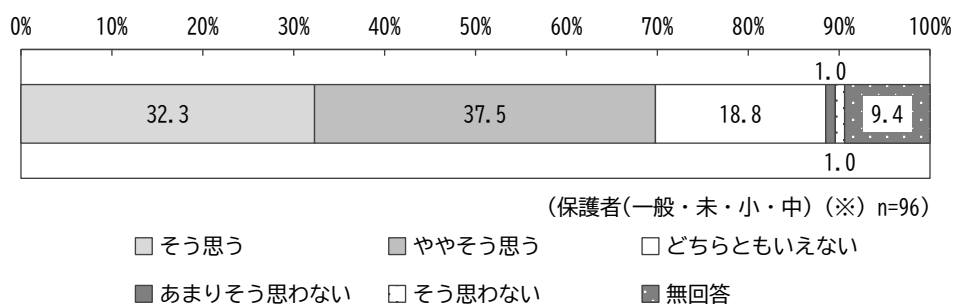


※保護者(一般)…「一般」は子どもが「いる」と回答した方を示しています。(以下同様)

親同士の交流による影響について、保護者では「子育てに必要な知識や意欲が高まった(※)」方が69.8%、「子育ての不安や悩み、孤立感が軽減した(※)」方が71.9%、「家族で協力しながら子育てができるようになった(※)」方が52.1%、「学校と協力(相談)しながら子育てをするようになった(※)」方が45.9%、「地域とつながりを持ちながら、子育てができるようになった(※)」方が55.2%、「子育てに関して必要な情報を必要なときに入手できるようになった(※)」方は65.6%、「子育てに関して必要なときに身近な相手に相談できるようになった(※)」方が63.6%となっています。

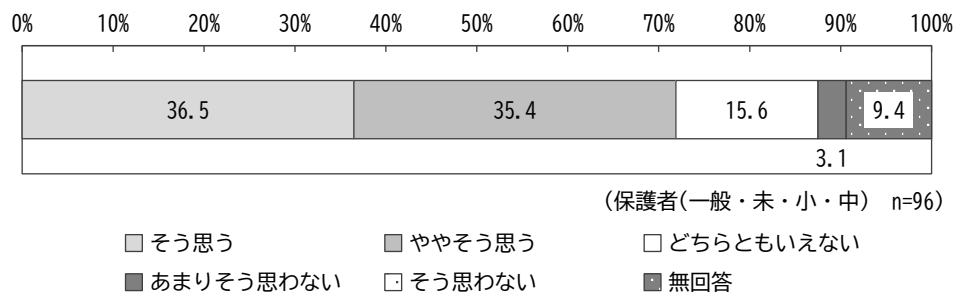
「家族で協力しながら子育てができるようになった」、「学校と協力(相談)しながら子育てをするようになった」、「地域とつながりを持ちながら、子育てができるようになった」と感じている方が比較的少ないことから、教育機関や家族、地域と協力して子育てを推進できるような交流内容を検討していく必要があります。

ア) 子育てに必要な知識や意欲が高まった

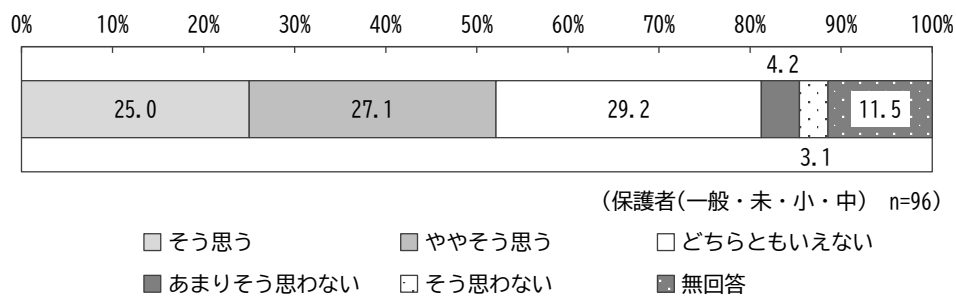


※「子育てに必要な知識や意欲が高まった」、「子育ての不安や悩み、孤立感が軽減した」、「家族で協力しながら子育てができるようになった」、「学校と協力(相談)しながら子育てをするようになった」、「地域とつながりを持ちながら、子育てができるようになった」、「子育てに関して必要な情報を必要なときに入手できるようになった」、「子育てに関して必要なときに身近な相手に相談できるようになった」…「そう思う」、「ややそう思う」の合計

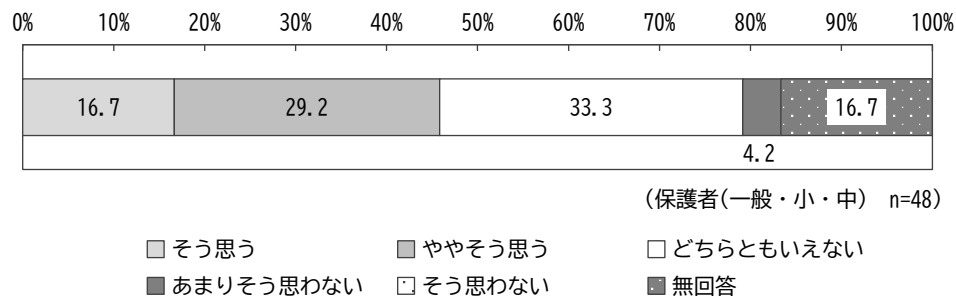
イ) 子育ての不安や悩み、孤立感が軽減した



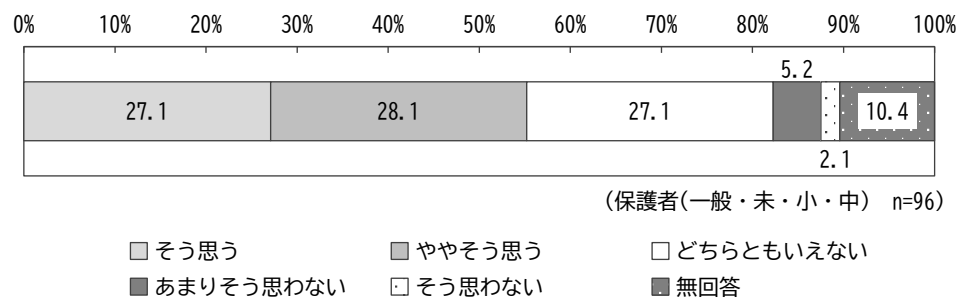
ウ) 家族で協力しながら子育てができるようになった



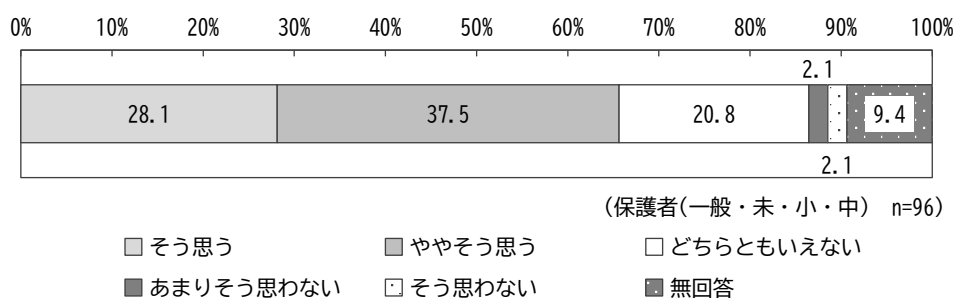
エ) 学校と協力(相談)しながら子育てをするようになった



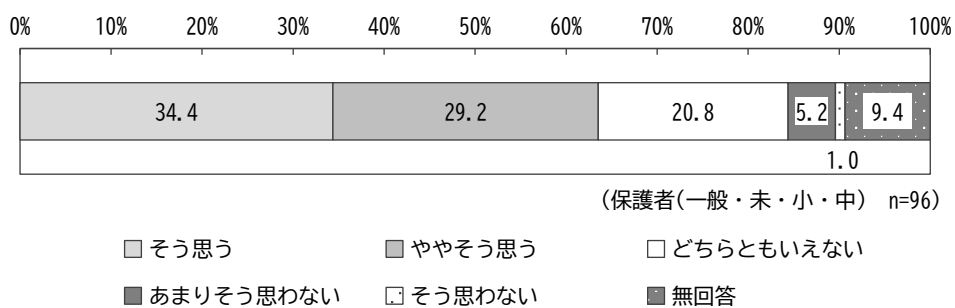
オ) 地域とつながりを持ちながら、子育てができるようになった



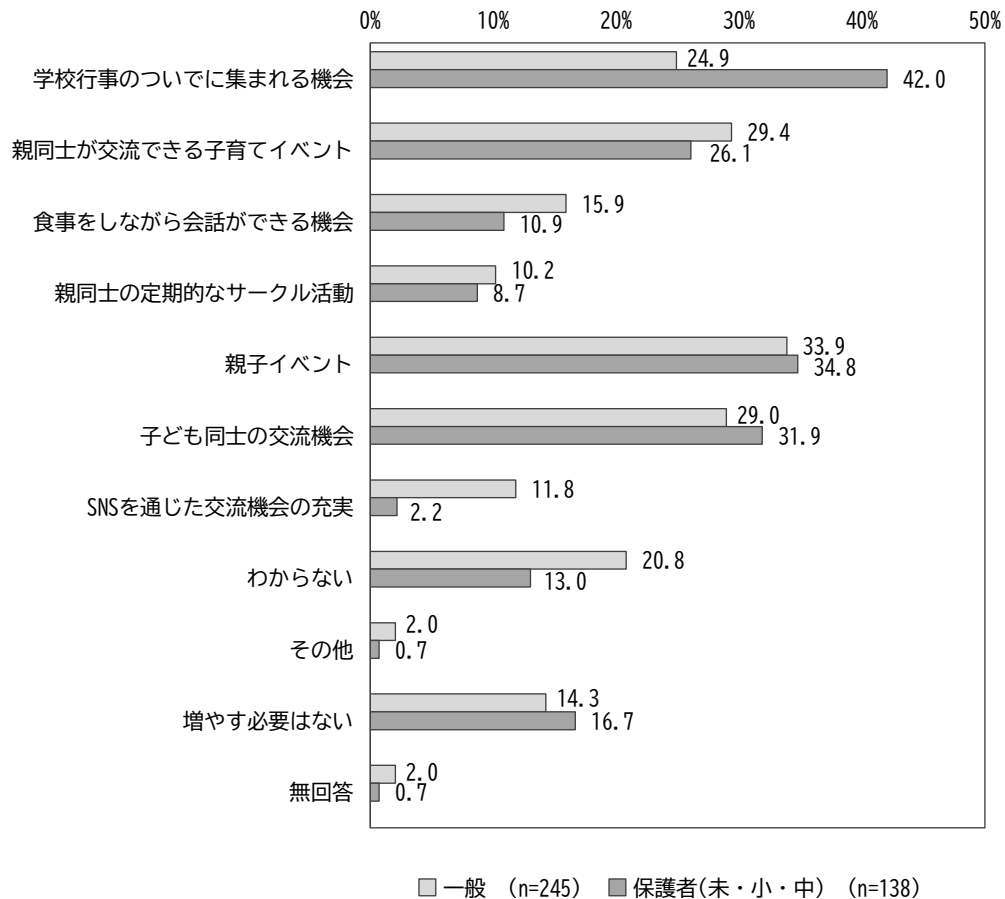
カ) 子育てに関して必要な情報を必要なときに入手できるようになった



キ) 子育てに関して必要なときに身近な相手に相談できるようになった

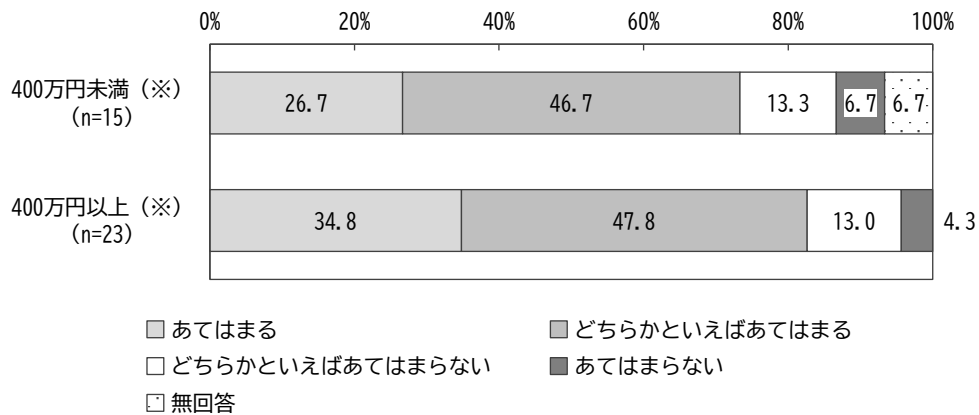


親同士の交流機会のニーズについて、一般では「親子イベント」が33.9%と最も高く、次いで「親同士が交流できる子育てイベント」が29.4%、「子ども同士の交流機会」が29.0%となっています。また保護者では「学校行事のついでに集まれる機会」が42.0%と最も高く、次いで「親子イベント」が34.8%、「子ども同士の交流機会」が31.9%となっています。



4 普段の子どもとの関わり方について

お子さんに本や新聞を読むように勧めている（※）方の割合を世帯収入別にみると、400 万円未満（※）の方は 73.3%、400 万円以上（※）の方が 82.6%になっていることから、収入を問わず本や新聞を読む機会の確保に努めるとともに、本を通じた親子の交流のきっかけとなるような事業などを検討する必要があります。



※お子さんに本や新聞を読むように勧めている…「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」の合計

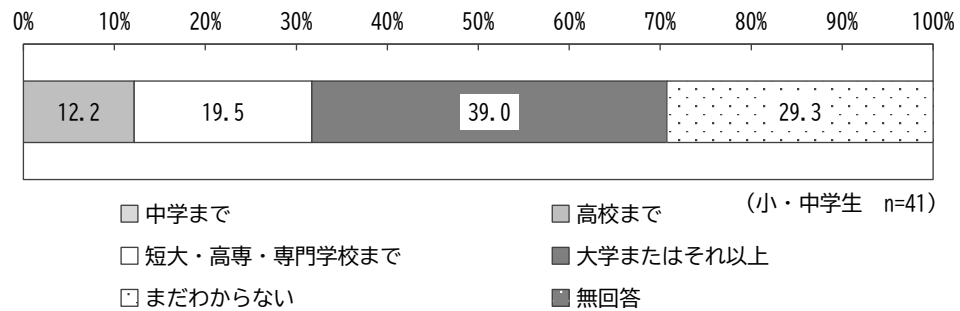
※400 万円未満…年間の世帯収入が「200 万円未満」、「200～400 万円未満」と回答した保護者（小・中）の合計

400 万円以上…年間の世帯収入が「400～600 万円未満」、「600～800 万円未満」、「800～1,000 万円未満」、

「1,000 万円以上」と回答した保護者（小・中）の合計

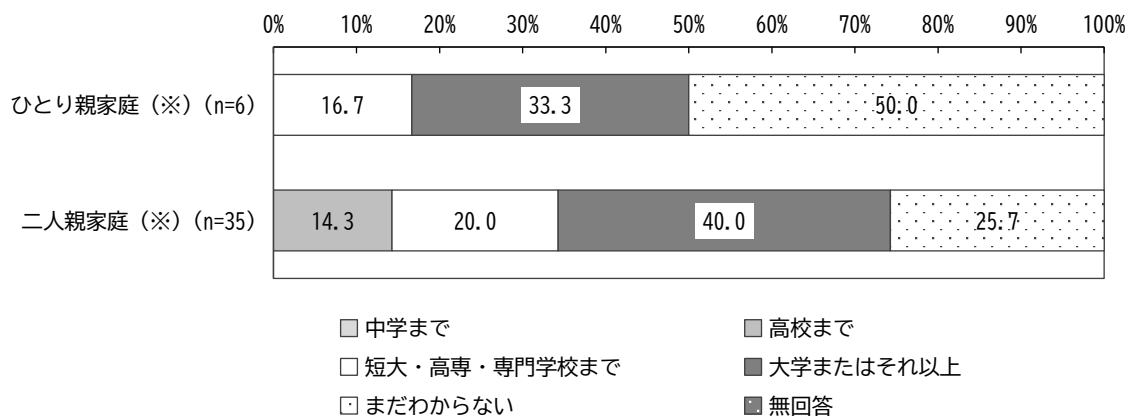
5 将来の進学希望について

将来の進学先について、小・中学生では「大学またはそれ以上」が39.0%と最も高く、次いで「まだわからない」が29.3%、「短大・高専・専門学校まで」が19.5%となっています。



将来の進学先について、ひとり親家庭では「まだわからない」が50.0%と最も高く、次いで「大学またはそれ以上」が33.3%、「短大・高専・専門学校まで」が16.7%となっています。二人親家庭では「大学またはそれ以上」が40.0%と最も高く、次いで「まだわからない」が25.7%、「短大・高専・専門学校まで」が20.0%となっています。

高校以上の進学を希望する割合を家庭状況別にみると、ひとり親家庭の方は50.0%、二人親家庭の方は74.3%になっていることから、家庭の状況を問わず進学先を選択できるような支援を強化していく必要があります。

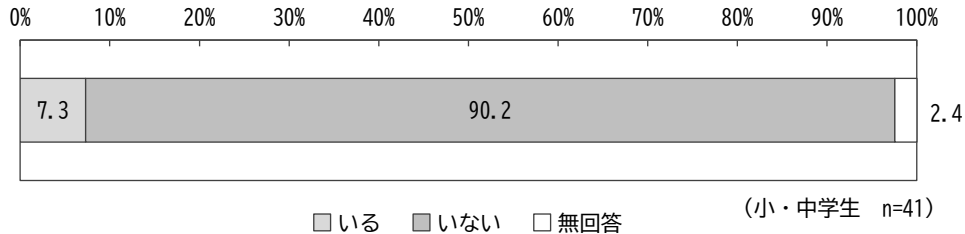


※ひとり親家庭…小中学生のうち、一緒に暮らしている家族に「お父さん」または「お母さん」の片方のみが含まれている方

二人親家庭…小中学生のうち、一緒に暮らしている家族に「お父さん」と「お母さん」の両方が含まれている方

6 家族内でお世話をしている人、その内容、負担感について

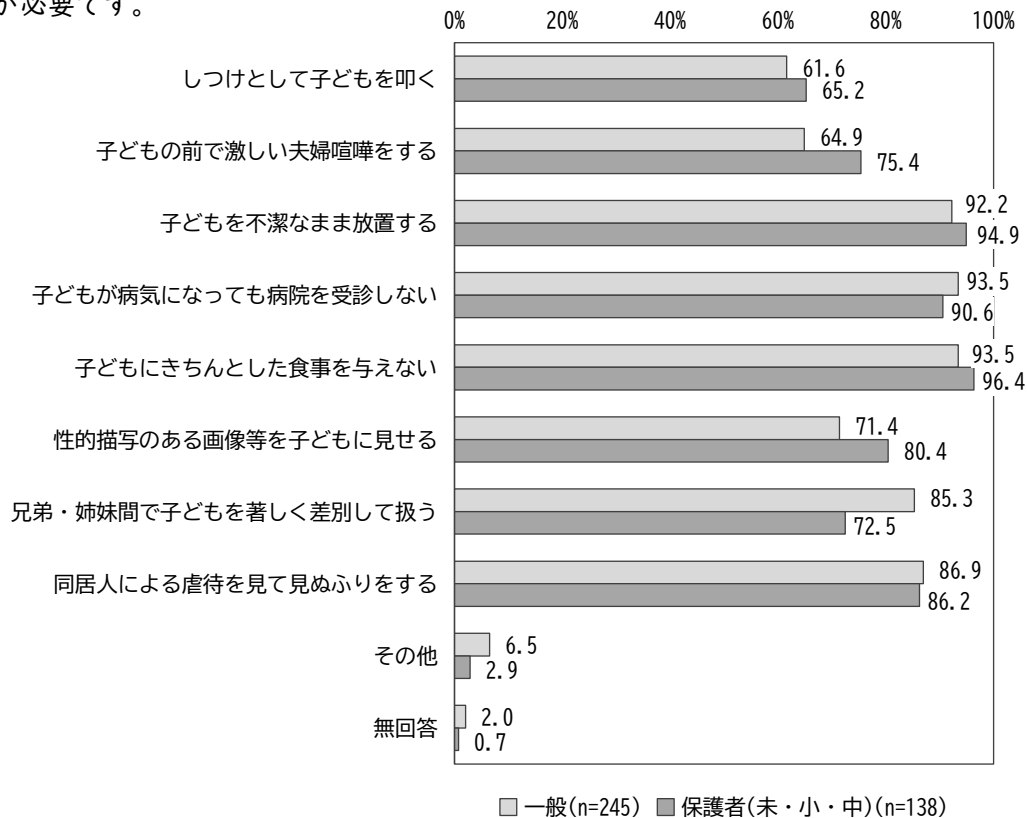
家族内でお世話をしている人がいる方の割合について、小・中学生では 7.3%となっています。家族内でお世話をしている小・中学生が少なからずいることから、ヤングケアラーの早期発見（気づき）と地域での助け合いの推進が求められます。



7 児童虐待と思うことについて

児童虐待と思うことについて、一般では「子どもが病気になっても病院を受診しない」、「子どもにきちんとした食事を与えない」がそれぞれ 93.5%と最も高くなっています。また保護者では「子どもにきちんとした食事を与えない」が 96.4%と最も高くなっています。

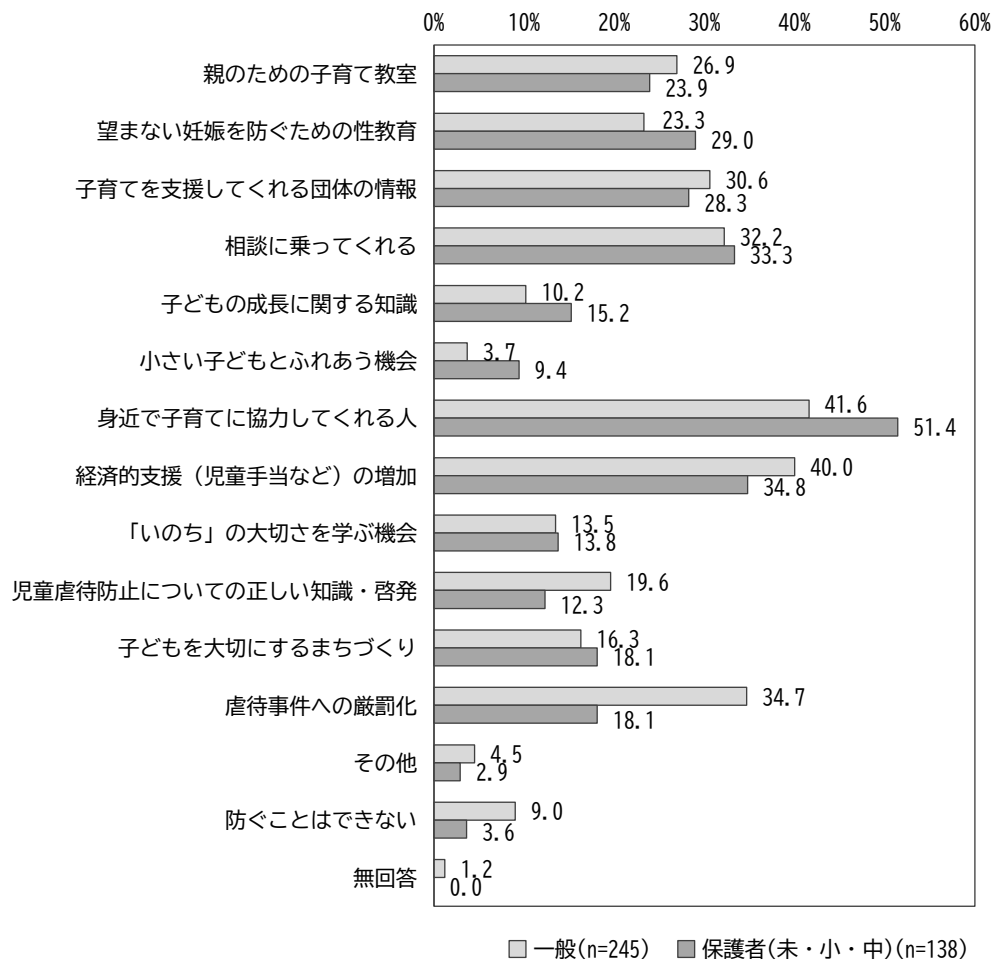
一方で、「しつけとして子どもを叩く」ことを児童虐待にあたると認識している人が、一般と保護者の両方で 6 割程度となっています。しつけと虐待の境目の判断が難しく、知らないうちに虐待にエスカレートしていくケースも多くみられるため、正しいしつけについての普及啓発が必要です。



8 児童虐待を防止するための取組について

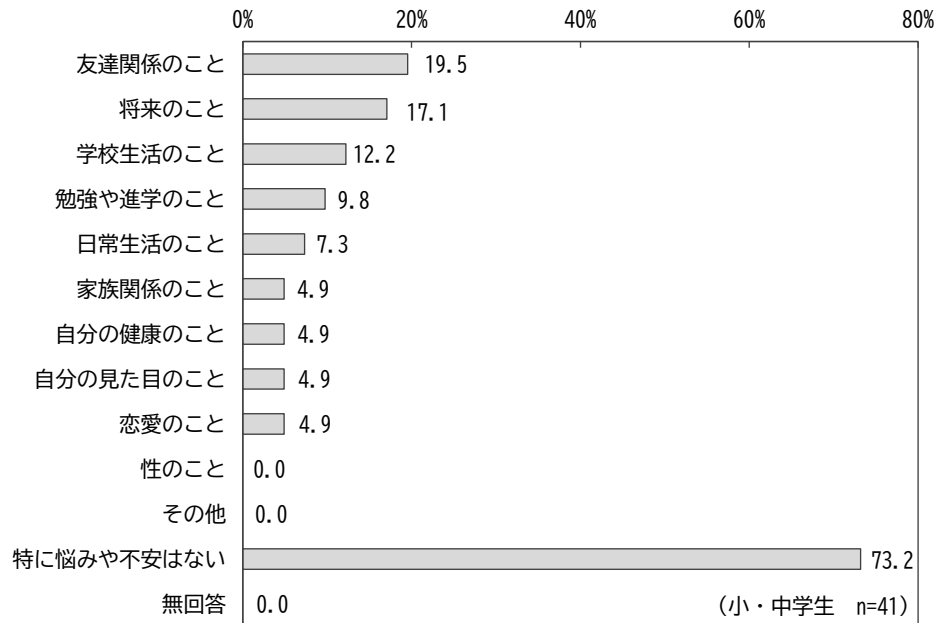
児童虐待の防止策について、一般では「身近で子育てに協力してくれる人」が41.6%と最も高く、次いで「経済的支援(子ども手当など)の増加」が40.0%、「虐待事件への厳罰化」が34.7%となっています。また保護者では「身近で子育てに協力してくれる人」が51.4%と最も高く、次いで「経済的支援(児童手当など)の増加」が34.8%、「相談に乗ってくれる」が33.3%となっています。

一般と保護者の両方で「身近で子育てに協力してくれる人」が最も多く挙げられていることから、交流の場などによって地域とのつながり合いをつくっていくことが大切です。



9 ストレスを感じたこと、その内容について

現在、悩んでいることや不安に感じていることについて、小・中学生では「友達関係のこと」が19.5%と最も高く、次いで「将来のこと」が17.1%、「学校生活のこと」が12.2%となっています。

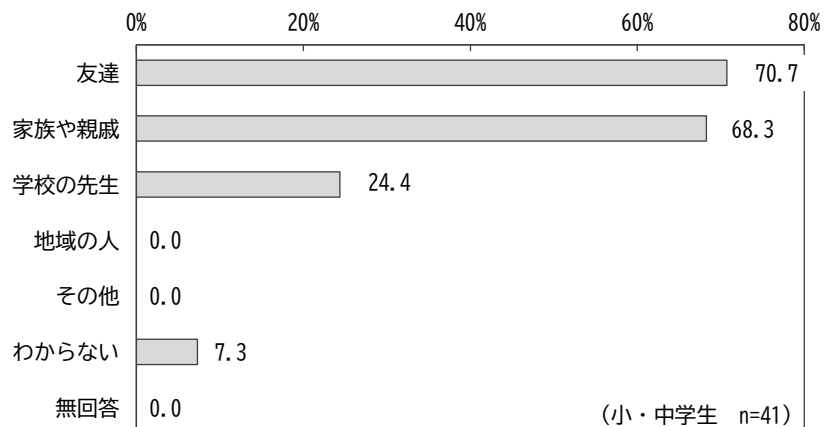


10 悩みやストレスを感じた時の相談先について

悩んでいるときに相談しやすい人について、小・中学生では「友達」が70.7%と最も高く、次いで「家族や親戚」が68.3%、「学校の先生」が24.4%となっています。

前項の悩んでいることや不安に感じていることでは「友達関係のこと」が最も多く挙げられており、悩んでいるときに相談しやすい人では「友達」が最も多く挙げられていることから、友達づくりの重要性や友達の大切さがうかがえるため、いじめなどの防止を図っていく必要があります。

また、学校の先生に相談しやすいと感じている小・中学生が少ないことから、学校全体で悩み相談に対応するための体制を強化する必要があります。



6. 現状からみえた課題

本町では子ども・子育て支援に係る様々な事業を実施してきました。

現況、アンケート及び事業評価から得られた本町における課題は以下のとおりです。

- ・ヤングケアラーの早期発見と地域での助け合いの推進（アンケートより） **ポイント1**
- ・地域全体での子育て支援（アンケート、事業評価より） **ポイント1**
- ・地域のつながりづくり（アンケートより） **ポイント1**
- ・小・中学生の子をもつ親同士の交流の場づくり（アンケートより） **ポイント2**
- ・男女別のニーズを備えたこどもの遊びや体験の場づくり（アンケートより） **ポイント2**
- ・公園などの遊具の適切な管理（事業評価より） **ポイント2**
- ・子どもの活動機会及び居場所づくりの拡充（事業評価より） **ポイント2**
- ・保育事業者の負担軽減（事業評価より） **ポイント3**
- ・保育に係る人材の確保（事業評価より） **ポイント3**
- ・保育事業者の処遇改善（事業評価より） **ポイント3**
- ・幼保連携などの検討（事業評価より） **ポイント3**
- ・保育に係る DX の推進（事業評価より） **ポイント3**
- ・画一的な保育体制の整備（事業評価より） **ポイント3**
- ・多様な教育・保育サービスの持続的な推進（事業評価より） **ポイント3**
- ・学校におけるいじめなどの防止や相談体制の強化（アンケートより） **ポイント4**
- ・乳幼児健康診査などに係る医療従事者間の連携強化（事業評価より） **ポイント4**
- ・母子健康の推進（事業評価より） **ポイント4**
- ・20代女性の就業率の上昇（現況より） **ポイント5**
- ・男女共同参画の推進（事業評価より） **ポイント5**
- ・家庭の経済状況を問わない子どもの自由な進路選択の支援（アンケートより） **ポイント6**
- ・親と子の交流のきっかけづくり（アンケートより） **ポイント6**
- ・教育・保育に係る経済的援助の拡充（事業評価より） **ポイント6**
- ・保護者に対する正しいしつけについての普及啓発（アンケートより） **ポイント7**
- ・子ども・子育てに係る情報発信の強化（事業評価より） **ポイント7**
- ・「子どもの権利」の認知度の向上（アンケート、事業評価より） **ポイント8**

地域課題をまとめると以下のとおりとなります。

各ポイントに留意しながら、施策を検討していきます。

ポイント1

地域全体で守り育む子育て環境の充実

ポイント2

子どもの遊びや体験機会の充実

ポイント3

保育環境の充実

ポイント4

子どもや保護者の心身の健康の充実

ポイント5

ワーク・ライフ・バランスの推進

ポイント6

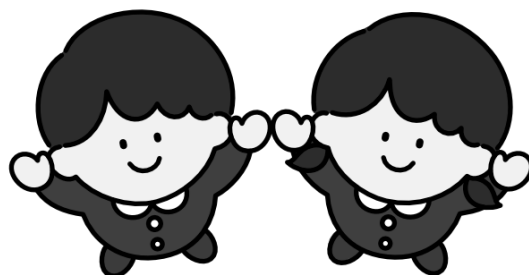
家庭への包括的な支援の充実

ポイント7

子ども・子育てに係る情報発信の強化

ポイント8

子どもの権利に対する理解の促進



第3章

基本理念など



第3章 基本理念など

1. 基本理念

皆野町は、これまで子どもの豊かな心を育むことができるよう、地域活動やコミュニティ活動などを基盤に豊かな地域づくりを推進してきました。

また、こども基本法ではすべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが定められています。

このことから、皆野町に住む子どもたちが「健やかに」「豊かな心を育み」ながら育ち、保護者も子育てを楽しく感じることができるよう、町全体が子ども及び子育て中の親を見守り、手を差し伸べることができる環境をつくることを目的に以下の基本理念を設定します。

みんなで支える 子どもが主役のまち みんなの

2. 基本目標

1 子どもへの支援 ～子どもの育ちを支援する～

すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、子どもの権利の普及・啓発を図り、子どもが権利の主体であることを社会全体で共有します。また、遊び場の整備などにより、体験活動の充実を図るとともに、子どもの健全な成長のために乳幼児期から食育などの保健事業を推進し、教育・保育に係る適切な環境整備を行うことで、「子どもの育ち」を支援します。

2 家庭への支援 ～子育て家庭への教育・保育環境を整える～

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じた幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境の整備、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。また、各家庭の適切な生活習慣の確立や、男女共同による子育てを支援することで、保護者も親として成長していく「親の育ち」の過程を支援します。

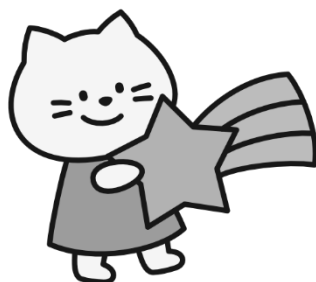
3 地域力の向上 ～子どもや家庭を地域で支える～

子どもの育ちを社会全体で支援するため、地域活動や交流を通して、住民一人ひとりの地域で子どもを育む意識を高めるとともに、地域における子育て支援ネットワークづくりを進めます。また、すべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、生活環境の整備や、子どもを犯罪などから守り、子育てにやさしいまちづくりを進めます。

3. 施策の体系

基本理念の実現に向け、基本目標ごとに施策を体系化し、総合的な推進を図ります。

基本理念	基本目標	基本施策の展開
みんなで支える 子どもが主役のまち みんなの	1. 子どもへの支援	基本施策（1）子どもの権利の尊重 基本施策（2）遊びと体験 基本施策（3）健康 基本施策（4）保育環境 基本施策（5）学齢期の環境整備
	2. 家庭への支援	基本施策（1）多様な教育・保育サービス 基本施策（2）子育て家庭への支援 基本施策（3）男女共同による子育て 基本施策（4）ワーク・ライフ・バランスを支援する就労環境 基本施策（5）母子保健
	3. 地域力の向上	基本施策（1）子どもを守る取組 基本施策（2）地域教育力の育成 基本施策（3）育児を支えるまちづくり



第4章

基本施策の展開



第4章 基本施策の展開

1. 基本目標

基本目標Ⅰ 子どもへの支援

基本施策（１）子どもの権利の尊重 **重点**

子どもの権利を守り、子どもが権利の主体であることの共有を図り、啓発活動に取り組みます。

事業名	取組と方向性	担当課
子どもの権利条約の普及	国のこども大綱で示されている「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもの権利条約などのチラシの配布などを検討し、子どもの権利について普及・啓発を行います。	健康こども課 教育委員会 総務課

基本施策（２）遊びと体験 **重点**

さまざまな体験活動や遊びを通して、子どもたちが心身ともに健やかに成長することができるよう、環境づくりに努めます。

事業名	取組と方向性	担当課
体験・交流活動の促進	小・中学生に「埼玉の子ども70万人体験活動」事業や「学校ファーム」などの農業体験、昔遊びや郷土料理、地域行事、伝統芸能など多様な体験活動を実施します。自らの生き方を考えさせるとともに、調和のとれた豊かな人間性や社会性を育み、社会の一員としてのかけがえのない存在であること、社会で役に立つことの大切さを学ぶことのできる体験・交流事業を実施していきます。	教育委員会
遊び場の整備	子どもたちが安全に安心して遊べる環境をつくるため、子ども公園の充実を図ります。幼児用の遊具や大型の遊具を設置し、幅広い年齢層の子どもの身体能力の向上が図れるよう、定期点検の結果から劣化状況を確認したうえで、随時修繕・撤去を進めます。点検は定期的の実施し、安心・安全に利用できる公園として管理を継続します。子どもたちが豊かな自然の中で工夫して遊べるよう、自然体験などの取組の推進を検討します。また、公園以外にも子どものニーズに対応した遊び場の整備を検討します。	健康こども課

事業名	取組と方向性	担当課
放課後の子どもの居場所づくりの充実	国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、すべての児童が安心して過ごし、さまざまな活動を行うことができる場の整備が求められていることから、関係機関などと情報を共有し、休日と併せて、平日夕方なども児童が利用できる居場所の開設を目指します。長時間安心して利用できる居場所づくりをサポートするとともに、地域の力を利用した居場所づくりを推進します。	健康こども課
小・中高校生と乳幼児の交流促進	小中学校において、教育課程の中に体験活動やボランティア活動を取り入れ、幼稚園や保育園での交流を行っています。 今後も継続的に交流が図れるよう、各校の取組を支援します。	教育委員会
子ども食堂への支援	地域のこどもの居場所づくりを支援するため、地域人材を活用した多様なこどもの居場所の開設を目指します。	健康こども課 福祉課 社会福祉協議会

基本施策（３）健康

保健・医療などの充実を図り、子どもの健全な成長を支援します。

事業名	取組と方向性	担当課
食育の推進	妊娠期から乳幼児期にかけて、妊産婦訪問、乳幼児健診、育児相談などで保護者を対象に栄養指導を行っています。 学校保健と連携し、子どもの生活習慣病予防に向けた取組の充実に努めます。	健康こども課 教育委員会
思春期保健対策の推進	生涯を通じた健康づくりの出発点として、「第４期健康みなのかたち計画」と連携した健康教育の充実に努めます。	健康こども課
医療の充実	産科が可能な医療機関１診療所、救急医療体制（二次救急輪番体制３病院）を維持するために、今後も１市４町うちちが医療協議会として医療体制の充実及び健康寿命を延伸するための予防医療の充実に努めます。 また、急な病気やけがなどについては、24時間365日対応可能な＃7119（埼玉県救急電話相談）＃8000（子ども医療電話相談）などの広報活動を推進します。	健康こども課
幼児・学校保健出前講座	保育園や幼稚園、小学校において、歯科衛生士による歯科講話・ブラッシング指導を行います。	健康こども課

基本施策（４）保育環境 **重点**

子どもたちの教育・保育環境の充実を図るため、施設整備や保育の質の向上に努めます。

事業名	取組と方向性	担当課
保育園や幼稚園などの整備	保育施設整備については、安全性・保育環境の向上をめざし整備を進めています。 今後も必要な環境整備に努めます。	健康こども課 教育委員会

基本施策（５）学齢期の環境整備

さまざまな教育や活動を通して、子どもの心身ともに健やかな成長を促進します。

事業名	取組と方向性	担当課
特色ある教育の推進	グローバル人材の育成や英語でのコミュニケーション活動を推進するため、幼稚園での「英語であそぼう」の教室、小学生を対象にした英語でのイベント事業や、中学校の英語科において、ALTによるネイティブの英語にふれる機会を拡充していきます。 また、全園・学校で「地域とともにある学校づくり」を推進するコミュニティスクールを導入し、学校、家庭、地域が連携した取組を実施していきます。	教育委員会
インクルーシブ教育の推進	障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、児童・生徒一人ひとりの成長段階、障がいの状態、教育的ニーズなどに応じた適切な教育が受けられるよう関係機関との連携を推進します。 障がいの種別に応じた適切な教育、個に応じた教育が受けられるよう、指導力の向上を図るとともに、教材などの整備充実、学校の教育環境の整備を推進します。	教育委員会

基本目標 2 家庭への支援

基本施策（1）多様な教育・保育サービス **重点**

町内のニーズに応じて、多様な教育・保育サービスを展開します。

事業名	取組と方向性	担当課
保育の質の向上	多様なニーズに応えられるよう、研修や情報提供などを通じ、保育士や放課後児童支援員に保育の質の向上を図ります。	健康こども課
学童保育所の充実	放課後の児童の生活の場として、今後もニーズをとらえ学童保育所の充実に努めます。 また、保育士の負担軽減について検討します。	健康こども課
特別支援教育の充実	全小中学校に特別支援学級を設置しており、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進をめざします。特別支援教育指導員を配置し、研修などを通じて教職員の指導、支援の技術の向上を図っています。また、「支援籍」学習などの交流学习を継続します。 その他、健康こども課と連携し早期からの就学相談・面談の実施や、就学支援委員会を設置し、個々に応じた教育形態を専門的な助言と、保護者の意向などと合意形成を図り、きめ細やかな特別支援教育を推進します。	教育委員会
教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保	本町では、保育園2箇所、幼稚園1箇所、認可外保育施設2箇所の体制で教育・保育を提供しています。 町内には認定こども園はありませんが、関係機関で連携し、望ましい教育・保育の在り方について検討していきます。 保育のニーズについて高まりがみられた場合には、弾力的な運用を図るなど、適切な提供体制の確保に努めます。併せて、保育士の確保や処遇改善について検討します。 また、オンライン化している入所手続きと併せて、その他手続きについても全般的にオンライン化を検討します。	健康こども課 教育委員会

事業名	取組と方向性	担当課
時間外保育事業	保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育園での保育時間を延長して預かりを行う事業です。 時間外保育事業については、現在町の全認可保育園で18時以降の延長保育を実施しており、引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。併せて、保育士の確保や負担軽減を図ります。	健康こども課
放課後児童健全育成事業	昼間、保護者がともに働いていたり病気や家族の看護などにより、家庭で保育できない小学生を保護者に代わって保育をする事業です。 放課後児童健全育成事業を実施しているのは2箇所となっています。児童数の減少に鑑みつつ、保護者ニーズを満たす学童保育所の運営に努めます。併せて、保育士の負担軽減を図ります。	健康こども課
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における特別な配慮が必要な児童について、今後も児童が安心して過ごすことができるよう、支援方法などについて研修や共有を図り、対応の充実を図ります。	健康こども課
放課後児童クラブの充実	利用者のニーズをみながら、開所時間の延長について協議を行います。併せて、保育士の負担軽減を図ります。 また、学校関係者と放課後児童クラブ、及び担当課との間で情報を共有し、放課後児童クラブの利便性の向上を図っていきます。放課後児童クラブの実施場所は町の貸館施設内にあるため、他の利用者との調整に向けて、予約システムの活用を推進します。また、複数の学区が集まる放課後児童クラブでは、各学区の状況を把握し、画一的な保育体制を検討します。放課後児童支援員については、指導力の向上やきめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう、研修や情報提供を通じた質の向上を図ります。 利用者や地域住民に対しては、ホームページやパンフレットなどによる周知を行うとともに、必要に応じて地域組織や関係機関などとも情報共有を図ります。	健康こども課
子育て短期支援事業	保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設など保護が適切に行うことができる施設において、必要な保護を行う事業（ショートステイ事業）の委託先との契約締結や要綱の整備、予算化等事業実施に向けて検討します。	健康こども課

事業名	取組と方向性	担当課
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 地域子育て支援拠点事業については、皆野町子育て支援センター「きらきらクラブ」で事業を実施しています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。	健康こども課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。 一時預かり事業については、利用者ニーズに応えながら適切な提供体制の確保に努めます。	健康こども課
病児・病後児保育事業	病児や病後児について、病院・保育園などに付設された専用スペースなどにおいて、保護者が就労・病気などのやむを得ない理由のため、一時的に保育を必要とする場合に保育を行う事業です。 病児・病後児保育事業は、広域的な提供体制を検討していきます。	健康こども課
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。 今後、地域全体で子育て家庭を支援していくため、センターのPRを続け、利用しやすい事業となるよう取り組みます。	健康こども課
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを実施する事業です。 本町では、令和6年3月より「皆野町こども家庭センター」を設置し、令和6年度からはこども家庭センター型の利用者支援事業を実施しています。今後も妊娠期からの切れ目ない支援を継続していきます。	健康こども課
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などへの設置、運営を促進するための事業です。 今後、必要に応じて多様な事業者による事業展開について促進を図ります。	健康こども課

事業名	取組と方向性	担当課
障がい児等保育の充実	障がい児保育を実施する園へ補助金を交付します。 また、公認心理士（臨床心理士）、理学療法士、言語聴覚士、療育相談員などが巡回し、保育士などに対して発達障がい疑われる子どもの対応について助言や支援を行い、必要に応じて親への育児相談・支援を行い、診療や療育につなげます。 今後も保育園・幼稚園や関係機関と連携を図り、充実を図ります。	健康こども課
障がい児福祉サービスの充実	児童福祉法に基づき、障がい児に対して療育を行う児童発達支援などを提供するとともに、日中一時支援などを提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。また、障がい児の発達段階に応じて、児童発達支援及び放課後等デイサービスなどの適切なサービスの提供に努めます。	福祉課
医療的ケア児及びその家族に向けた総合的な支援促進	医療的ケア児が在宅で生活を送るために、身近な地域でサービスを利用できるよう、環境整備を推進します。また、その家族に対する支援体制を整備するため、医療的ケア児等コーディネーターの配置などに向けた人材育成を推進するとともに、地域での医療、保健、福祉、教育などのさまざまな機関との連携を強化します。	福祉課 健康こども課
子育て世帯訪問支援事業の実施	妊娠中から産後6か月までの妊産婦の方及び要支援家庭を対象に、育児支援サポーターを派遣し家事などの援助を行うことで、家事・育児に係る負担を軽減します。また、依頼者のニーズに柔軟に対応できるようサポーターの資質向上、人材の確保に努めます。	健康こども課
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭（育児ストレスや産後うつなどの問題によって子育てに対して強い不安や孤立感などを抱えている状態）に対して、子育て経験者などによる育児・家事の援助又は保健師などによる養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。 養育支援訪問事業については、必要な家庭に対して実施していきます。また、その他要保護児童などの支援に向け、皆野町要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るなど、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に取り組みます。	健康こども課

基本施策（２）子育て家庭への支援 **重点**

子育て家庭の実態の把握に努めるなど、家庭教育の充実を図ります。また、子どもの貧困についても把握し、適切な対策・支援に努めます。

事業名	取組と方向性	担当課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用などを助成する事業です。 今後、必要に応じて実施を検討していきます。	健康こども課
家庭教育の充実	学力向上のための調査を実施して、その結果の個票を各家庭に配付し、我が子の学力の現状把握と学力への関心の向上を図っています。また、各校、自主学習ノートを活用してもらうよう配付したり、PTA活動や就学時健康診断、入学説明会などあらゆる機会を通じて、家庭教育の重要性について啓発を行います。また、アンケートや懇談会などにおいて、基本的な生活習慣の重要性についても、実態把握や改善への啓発を行います。 PTAや地域の教育力の向上に向け、幼・小・中の連携を強化し、家庭教育、地域教育のより一層の充実を図ります。	教育委員会
経済的援助の充実	小・中学校については、就学援助制度として経済的な理由による児童・生徒の学校の費用の困窮者に学用品などの一部を援助します。また、保育所保育料の軽減や第3子以降の無料化、子どもの医療費、ひとり親家庭等医療費の現物給付、副食費の減免など、経済的負担軽減策を引き続き実施していきます。今後は、0・1・2歳児に係る保育所保育料の完全無償化についても検討していきます。 高校・大学などへの進学を希望する学生に向けては、経済状況を問わず、経済的支援、人的支援、社会・文化的支援に関する情報提供を行います。	健康こども課 教育委員会
幼児教育・保育の無償化	国の制度に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設などを利用する3歳から5歳までの子ども、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料を無償化します。 また、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を促進します。 今後は、0・1・2歳児に係る保育所保育料の無償化対象者の拡大なども含め検討していきます。	健康こども課

事業名	取組と方向性	担当課
外国人の子ども・家庭への支援	経済的な支援について、個別のケースに応じて支援できるよう、関係機関と支援を行います。 今後はより迅速な対応ができるよう、関係機関との連携をより一層強化します。	健康こども課 教育委員会
親同士の交流の場づくり	親子で参加するイベントや、保護者の学校行事の観覧などを通じて、保護者同士、保護者と地域住民などが交流し、地域で気軽に話し合える関係づくりのきっかけを創出し、児童・生徒の健全育成に寄与することを目的とした「親の交流の場づくり事業」を実施します。	健康こども課 教育委員会
ブックスタート事業	「皆野町子ども読書活動推進計画」に基づき、乳児健康診査の際に、絵本をひらく楽しい「体験」といっしょに「絵本」を配布し、赤ちゃんと保護者が絵本を楽しむきっかけをつくります。また、ボランティアによる読み聞かせの他、絵本の選び方や効果的な読み聞かせの仕方を説明します。	教育委員会 健康こども課
ひとり親家庭への支援	対象者の状況把握に努め、必要に応じて相談機関につながります。また、生活の安定と自立の促進を図るため、医療費の現物給付、子育て世帯定住促進事業や町営住宅への入居優先などを実施し、子育てや生活の支援などの充実を図ります。	健康こども課 産業観光課 建設課

基本施策（３）男女共同による子育て

男女が協力して子育てに取り組むことができるよう、広く町民への啓発を行うとともに、父親の子育てへの参加を促進します。

事業名	取組と方向性	担当課
男女共同参画による子育て意識の醸成・父親の子育て参加の促進	男女共同による子育てについて、広報誌への情報掲載やパンフレットの配布による啓発を行います。 また、町ホームページや広報誌を活用した PR を推進し、父親の子育てへの参加促進に向けた啓発を強化します。	総務課 健康こども課

基本施策（４）ワーク・ライフ・バランスを支援する就労環境 **重点**

男女がともに能力を発揮して働くことができるよう、仕事と生活のバランスの確保に努めます。

事業名	取組と方向性	担当課
育児休業制度の普及	育児休業制度の普及に向けた啓発を行います。	総務課
男性の働き方の見直し促進	男性を含めたすべての人が仕事と生活のバランスがとれる働き方を選択できるように啓発を図ります。	総務課
研修会・講演会などの開催	仕事と家庭・地域活動の両立により、だれもが充実した生活を送れるよう、重要性などについての意識啓発、学習機会の提供を図ります。	総務課
育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の周知	男女が仕事と育児・介護を両立できるよう、労働者や事業主に対する啓発を行い制度の普及定着を図ります。	総務課 産業観光課

基本施策（５）母子保健 **重点**

妊娠期などの早期から出産後も母子の健康を守り、子どもの健全な育成に努めます。

事業名	取組と方向性	担当課
乳幼児健康診査などの充実	新生児聴覚スクリーニング検査、乳児健診、１歳６か月児健診、２歳児すくすく相談、３歳児健診を通して、乳幼児期の発育・発達状況にあわせた指導を行っています。未受診者には後日電話などで受診勧奨したり、訪問などで状況や所在の確認を行っています。また、児童虐待予防の観点から、４か月児健診時に母親を対象に子育てアンケートを実施しています。さらに、月齢ごとの発達状況を確認するために、医師、歯科医師、保健師、助産師だけでなく、専門職種（理学療法士・管理栄養士・歯科衛生士・言語聴覚士・公認心理士（臨床心理士）・保育士）などがスタッフとして参加しているほか、就学に向けて発達障がいなどの相談に対応するため、５歳児のびのび相談も実施しています。 医療従事者間の連携を図りながら、子どもの健やかな成長・発達のため、今後もきめ細やかな健診を継続していきます。	健康こども課 教育委員会
妊娠届出・母子保健手帳の交付	妊娠届出の際に面談を行います。母子健康手帳の交付や妊婦・産婦健康診査などの各種サービスの案内を行い、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。	健康こども課

事業名	取組と方向性	担当課
妊婦等包括相談支援事業 (妊娠・出産・育児のケアの連続性の確保)	妊娠届出時から妊婦アンケートを実施し、地区担当保健師・助産師が相談・対応を行います。また、妊娠中期に助産師より妊婦と夫（パートナー）へアンケート・面談を実施し、今のお気持ちや産後の生活について相談や助言を行います。さらに、産後に心身の不調や育児不安があるなどで、支援が必要な方を対象に、お母さんの心身的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行います。引き続き、地区担当保健師・助産師によるケアや産科医療機関との連携を図ります。	健康こども課
健康相談・育児教室の充実	子育て支援センターにおいてちちが定住自立圏事業「助産師による ほっとハグくむ…ママサロン」を実施し、身体計測や育児相談などを行っています。親子の遊びの教室として「ハッピー体操」を実施しています。今後も事業の継続を図るとともに、充実に努めます。また、子ども・若者及びその保護者や妊産婦に対しても、地区担当の保健師や助産師が心身の相談に随時対応します。	健康こども課
訪問指導の充実	支援が必要な家庭に対し地区担当保健師・助産師が随時訪問し、健康・育児などに関する相談や助言を行います。今後も事業の継続を図るとともに、充実に努めます。	健康こども課
不妊治療への支援	不妊・不育症検査、不妊治療を行っている夫婦に治療費の一部を助成します。	健康こども課
妊婦・産婦健康診査	病気の早期発見と安全な出産のため、母体とお腹の中の赤ちゃんの健康を確認する健診事業です。妊婦健診については、最大 14 回の公費助成を実施し、今後も妊婦の健康管理の向上に努めます。	健康こども課
乳児家庭全戸訪問事業	乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞くとともに、子育て支援の情報提供を行うことで、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。乳児家庭全戸訪問事業については、今後も対象となる乳児のいるすべての家庭を訪問していきます。	健康こども課
未熟児養育支援事業	出生時体重が 2,000 グラム以下の未熟児が指定養育医療機関において入院治療する場合、入院期間にかかる医療費を補助します。	健康こども課
皆野町こども家庭センター	本町では、令和 6 年 3 月より「皆野町こども家庭センター」を設置し、令和 6 年度からはこども家庭センター型の利用者支援事業を実施しています。今後も妊娠期からの切れ目ない支援を継続していきます。	健康こども課

基本目標 3 地域力の向上

基本施策（１）子どもを守る取組 **重点**

配慮が必要な子どもや家庭に対して適切な支援を強化します。また、地域住民や関係団体などと連携した犯罪防止の啓発活動を推進します。

事業名	取組と方向性	担当課
虐待防止ネットワークによる見守り 重点	子どもへの虐待を未然に防止するため、子育て支援、見守りの強化を重点に事業を行うとともに、保護者が無意識に虐待を行わないために虐待にあたる内容の普及と子どもへの正しいしつけ方を啓発します。 また、要保護児童対策地域協議会は代表者会議、実務者会議、ケース会議を開催し、必要な情報交換を行うとともに、要保護児童に対する支援などについて、協議や調整を行います。 さらに、子育て支援に関わる方々と連携し研修会を行っていくとともに、民生委員・児童委員や学校、児童相談所、警察などの関係機関と連携を密にし、児童虐待への適切な対応に努めます。	健康こども課
いじめ・不登校への取組の強化	「皆野町いじめ防止基本方針」を策定し、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりを推進しています。「さわやか相談室」やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとした相談活動を推進しています。また、教育支援センターにて「み～な教室」を設置し、児童生徒の状況に応じて登校復帰などの支援をするとともに、サポートルーム及びスタッフによる不登校支援を行っています。 さらに町内の学校と連携して、児童・生徒の悩み相談に対応するための体制を強化します。	教育委員会
犯罪の防止・被害者保護の促進	日頃から自主防犯活動団体によるパトロール活動を行い、本町では行政区における自主防犯活動団体の組織率が県内第１位となっています。児童による見守り放送で防犯体制を強化し、被害者保護の施策として総合相談窓口を設け、必要に応じて各種機関と連携をとります。また、職員による青色防犯パトロールの実施や防犯カメラの設置を進め、町民や子どもに対する犯罪被害防止を目的とした活動を推進します。今後も家庭・学校・地域・警察など、関係機関と連携を図り、よりきめ細かい防犯活動を推進します。	総務課

事業名	取組と方向性	担当課
ヤングケアラーの支援体制強化	町の専門相談窓口において相談対応や学校訪問を行うとともに、各支援担当との連携を図りながら、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげます。 また、各種広報媒体を通じて、町民の周知・理解を深めることで、ヤングケアラーに対する地域での助け合いを推進します。	福祉課 健康こども課 教育委員会
児童発達支援センターの設置・充実	児童発達支援センターの設置に向けて秩父圏域にて協議をすすめていきます。	福祉課
障がいの特性に応じた切れ目のない支援体制の充実	子どもたちが障がいの特性に応じて、乳幼児期から成人期に至るまで、より良い支援が受けられる体制を整備します。保育園や幼稚園での統合保育や小・中学校での教育、進路相談体制などを充実し、関係機関と課題や情報の共有を図り、障がいの特性に応じた保育・教育体制の充実を図ります。	健康こども課 福祉課 教育委員会

基本施策（２）地域教育力の育成 **重点**

地域全体が子どもを見守り、子育てを行うことができるよう、地域活動や地域人材の育成を推進します。

事業名	取組と方向性	担当課
子育て環境についての関心の喚起	町民が子育てに関心を持ち、地域住民による見守り体制の充実を図るとともにこどもの居場所づくりに係るイベントなどの情報発信を広く行うことを目的として、広報誌、パンフレット、SNS、町ホームページなどを活用していきます。	健康こども課
地域活動の促進	地域で子育て支援を促進することができるよう、地域活動に関する情報提供を行います。 また、地域交流の活性化を図るために地域主導の居場所づくりを推進します。	健康こども課
地域の人材活用と育成	学校や幼稚園において地域人材を活用したプログラムを検討します。 学校運営協議会を中心に取組を支援し、地域の支え合いの輪を広げます。	健康こども課

基本施策（３）育児を支えるまちづくり

本町において安心して子育てができるよう、住環境をはじめ道路環境の改善や、犯罪の防止などに努めます。

事業名	取組と方向性	担当課
住環境の整備	町営住宅の維持管理のため、必要に応じて改修を行い、若年層の定住促進と低所得家庭への支援を図ります。	建設課
道路環境の整備	子どもたちの安全を守るため、歩車道の分離について整備を進めます。 今後も通学路を中心に、子育てにやさしい道路環境の整備を推進します。	建設課

2. 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標（アウトカム）を設定します。

No.	項目	町の現状値 (アンケートより)	町の目標値 (令和11年度)
1	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	26.4% (※1)	40.0%
2	「生活に満足している」(0~10で7以上)と思う子どもの割合	90.2% (※2)	100.0%
3	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思う子ども・若者の割合	50.4% (※3)	70.0%
4	「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合 (自己肯定感の高さ)	62.6% (※4)	75.0%
5	「自分にはじぶんらしさというものがある」と思う子ども・若者の割合	72.5% (※5)	90.0%
6	社会的スキルを身につけている子どもの割合	61.0% (※6)	75.0%
7	「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	97.6% (※7)	100.0%
8	「自分の将来について明るい」と思う子ども・若者の割合	(小中) 85.4% (一般) 48.2% (※8)	(小中) 90.0% (一般) 70.0%
9	「子どもの政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う子ども・若者の割合	20.4% (※9)	35.0%
10	「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	32.4% (※10)	50.0%

※1 『あなたは、皆野町が「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思いますか』という設問に「そう思う」、「ややそう思う」と回答した一般、未就学児童保護者、小学生保護者、中学生保護者の割合

※2 『あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか』という設問に0~10の選択肢で7以上と回答した小中学生の割合

※3 『社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がある』という設問に「どちらかといえばあてはまらない」、「あてはまらない」と回答した一般、未就学児童保護者、小学生保護者の割合

※4 『今の自分が好きだ』という設問に「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した小中学生、一般、未就学児童保護者、小学生保護者の割合

※5 『自分には自分らしさというものがあると思う』という設問に「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した小中学生、一般、未就学児童保護者、小学生保護者の割合

※6 『自分はだれとでもすぐに仲良くなれると思う』という設問に「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した小中学生の割合

※7 『自分には「こまったときに助けてくれる」人がいる』という設問に「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した小中学生の割合

※8 『自分の将来について希望を持っている』という設問に「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した小中学生・一般それぞれの割合

※9 『あなたは、皆野町の取組において、子ども・若者の意見を聞いてもらえていると思いますか』という設問に「そう思う」、「ややそう思う」と回答した一般の割合

※10 『あなたは、皆野町において、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思いますか』という設問に「そう思う」、「ややそう思う」と回答した一般、未就学児童保護者、小学生保護者、中学生保護者の割合

第5章

教育・保育、地域子ども・子育て支援 事業の量の見込みと確保方策



第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」「仕事・子育て両立支援事業」の3つに分かれます。ここでは、施設型給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みや、その確保の方策について定めます。

■子ども・子育て支援制度の全体像

1. 子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

- 幼稚園（未移行）
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設など

2. 地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| (1) 利用者支援事業 | (2) 延長保育事業（時間外保育事業） |
| (3) 放課後児童健全育成事業 | (4) 子育て短期支援事業 |
| (5) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） | (6) 一時預かり事業 |
| (7) 病児・病後児保育事業 | (8) ファミリー・サポート・センター事業 |
| (9) 妊婦健康診査 | (10) 乳児家庭全戸訪問事業 |
| (11) 養育支援訪問事業 | (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | (14) 子育て世帯訪問支援事業 |
| (15) 児童育成支援拠点事業 | (16) 親子関係形成支援事業 |
| (17) 妊婦等包括相談支援事業 | (18) 乳児等通園支援事業 |
| (19) 産後ケア事業 | |

3. 仕事・子育て両立支援事業

- 企業主導型保育事業
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

2. 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域の考え方

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

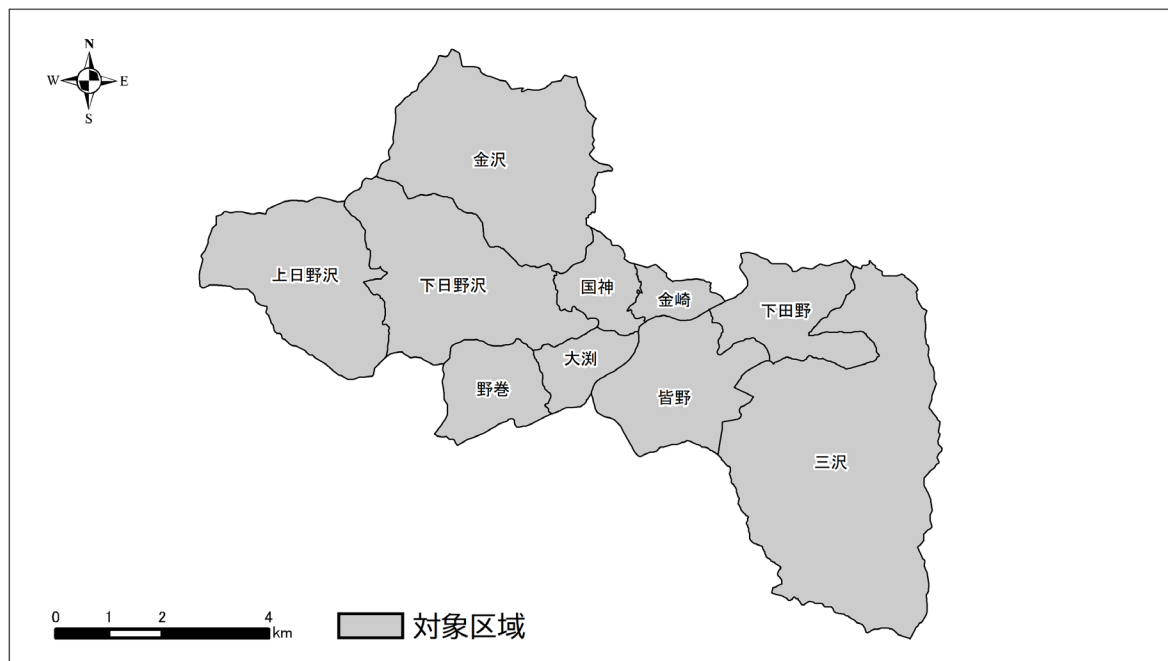
(2) 区域設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、「第2期皆野町子ども・子育て支援事業計画」と同様に教育・保育提供区域を1区域（全町）とします。

■教育・保育提供区域



3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込み

教育・保育施設を利用するためには、子どものための教育・保育給付の認定を受ける必要があります。

認定は3つの区分となっており、認定に応じて施設などの利用先が異なります。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	満3～満5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	満3～満5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～満2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育

(2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町では、保育園2箇所、幼稚園1箇所、認可外保育施設2箇所の体制で教育・保育を提供しています。

町内には認定こども園はありませんが、関係機関で連携し、望ましい教育・保育の在り方について検討していきます。

保育のニーズについて高まりがみられた場合には、弾力的な運用を図るなど、適切な提供体制の確保に努めます。

●幼児教育（3～5歳・1号認定）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	38	35	29	25	26
②確保方策（人） 町内	196	196	196	196	196
秩父市へ	5	5	5	5	5
長瀬町へ	2	2	2	2	2
他市町村から	0	0	0	0	0
地域型保育事業	0	0	0	0	0

●保育所など（3～5歳・2号認定）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	88	80	66	58	60
②確保方策（人） 町内	95	95	95	95	95
秩父市へ	8	8	8	8	8
長瀬町へ	4	4	4	4	4
他市町村から	20	20	20	20	20
地域型保育事業	0	0	0	0	0

●保育所など（2歳・3号認定）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	12	10	14	13	13
②確保方策（人） 町内	23	23	23	23	23
秩父市へ	3	3	3	3	3
長瀬町へ	3	3	3	3	3
他市町村から	6	6	6	6	6
地域型保育事業	0	0	0	0	0

●保育所など（1歳・3号認定）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	3	4	4	4	4
②確保方策（人） 町内	22	22	22	22	22
秩父市へ	4	4	4	4	4
長瀬町へ	3	3	3	3	3
他市町村から	7	7	7	7	7
地域型保育事業	0	0	0	0	0

●保育所など（0歳・3号認定）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	10	10	9	9	9
②確保方策（人） 町内	10	10	10	10	10
秩父市へ	0	0	0	0	0
長瀬町へ	0	0	0	0	0
他市町村から	3	3	3	3	3
地域型保育事業	0	0	0	0	0

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを実施する事業です。

こども家庭センターである健康こども課では、妊娠初期から子育て期までの間、あらゆる相談をワンストップで行います。本町では特定型、母子保健型の対応を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (カ所)	2	2	2	2	2
基本型	0	0	0	0	0
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型 (母子保健型)	1	1	1	1	1
②確保方策 (カ所)	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業 (時間外保育事業)

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育園での保育時間を延長して預かりを行う事業です。

時間外保育事業については、現在町の全認可保育園で18時以降の延長保育を実施しており、令和6年度の利用実績は80人(7月末時点)であることから、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人)	66	63	58	54	54
②確保方策 (人)	80	80	80	80	80

(3) 放課後児童健全育成事業

昼間、保護者がともに働いていたり病気や家族の看護などにより、家庭で保育できない小学生を保護者に代わって保育をする事業です。

放課後児童健全育成事業を実施しているのは現在2箇所となっています。なお、需要の高まりがみられた場合、弾力的な運用を図るなど適切な提供体制の確保に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人)	138	133	123	113	113
1年生	28	27	25	23	23
2年生	29	28	26	24	24
3年生	25	24	22	20	20
4年生	22	21	20	18	18
5年生	19	19	17	16	16
6年生	15	14	13	12	12
②確保方策 利用者数(人)	160	160	120	120	120
施設数(カ所)	2	2	1	1	1

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設など保護が適切に行うことができる施設において、必要な保護を行う事業（ショートステイ事業）です。

現在、子育て短期支援事業の実施施設はありませんが、今後ニーズが見込まれることから、近隣の児童福祉施設などへの委託を検討します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 利用者数(人日)	428	412	382	352	352
②確保方策 利用者数(人日)	15	15	15	15	15

（５）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業については、皆野町子育て支援センター「きらきらクラブ」で事業を実施しています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人回）	1,679	1,739	1,859	1,799	1,739
②確保方策（人回）	1,679	1,739	1,859	1,799	1,739

（６）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業については、利用者ニーズに応えながら適切な提供体制の確保に努めます。

●一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	551	504	414	363	376
②確保方策（人日）	551	504	414	363	376

●一時預かり事業（その他の一時預かり）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
②確保方策（人日）	0	0	0	0	0

(7) 病児・病後児保育事業

病児や病後児について、病院・保育園などに付設された専用スペースなどにおいて、保護者が就労・病気などのやむを得ない理由のため、一時的に保育を必要とする場合に保育を行う事業です。

病児・病後児保育事業は、広域的な提供体制を検討していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人日)	0	0	0	0	0
②確保方策 (人日)	0	0	0	0	0
病児対応型	0	0	0	0	0
病後児対応型	0	0	0	0	0
体調不良児対応型	0	0	0	0	0

(8) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

今後、地域全体で子育て家庭を支援していくため、センターのPRを続け、利用しやすい事業となるよう取り組みます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人日)	14	13	13	13	11
②確保方策 (人日)	14	13	13	13	11

(9) 妊婦健康診査

病気の早期発見と安全な出産のため、母体とお腹の中の赤ちゃんの健康を確認する健診事業です。

妊婦健診については、最大14回の公費助成を実施し、今後も妊婦の健康管理の向上に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人)	31	30	29	28	27
②確保方策 (人)	31	30	29	28	27

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞くとともに、子育て支援の情報提供を行うことで、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

乳児家庭全戸訪問事業については、今後も対象となる乳児のいるすべての家庭を訪問していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	31	30	29	28	27
②確保方策（人）	31	30	29	28	27

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭（育児ストレスや産後うつなどの問題によって子育てに対して強い不安や孤立感などを抱えている状態）に対して、子育て経験者などによる育児・家事の援助又は保健師などによる養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業については、必要な家庭に対して実施していきます。また、その他要保護児童などの支援に向け、皆野町要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るなど、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に取り組みます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	1	1	1	1	1
②確保方策（人日）	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用などを助成する事業です。

今後、必要に応じて実施を検討していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	0	0	0	0	0
②確保方策（人）	0	0	0	0	0

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などへの設置、運営を促進するための事業です。

今後、多様な事業者による事業展開について促進を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人)	0	0	0	0	0
②確保方策 (人)	0	0	0	0	0

(14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育てなどに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐ事業です。

今後、実施に向けて調整を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人日)	-	-	-	-	-
②確保方策 (人日)	45	45	45	45	45

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人日)	-	-	-	-	-
②確保方策 (人日)	0	0	0	0	0

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	-	-	-	-	-
②確保方策（人日）	0	0	0	0	0

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者などに対して、面談などの実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

今後も継続して実施していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（回）	-	30	29	28	27
②確保方策（回）	-	30	29	28	27

(18) 乳児等通園支援事業

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭への支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる事業です。

今後、実施に向けて検討を進めていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	-	3	3	3	3
②確保方策（人日）	-	3	3	3	3

(19) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなど、きめ細かい支援を実施する事業です。

今後も継続して実施していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	31	30	29	28	27
②確保方策（人）	51	51	51	51	51

5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び教育・

保育の推進に関する体制

(1) 認定こども園の普及に関する基本的考え方

現在、町にこども園はありませんが、今後は、町民ニーズや子どもの人口推移を見据えながら、関係機関で連携し、望ましい教育・保育の在り方について検討していきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援に関する事項

乳幼児期から児童期の様々な課題に対応できるよう、幼稚園、保育園などがそれぞれの園で園内研究を実施するとともに、日々の保育の評価及び改善に努めています。また、各園などでの研修に加え、町内の幼稚園、保育園、小学校などの教職員を対象に、幼児期から児童期の課題に即した研修や実践的な指導が深められるような実技研修を実施し、施設の公私立を問わず必要な支援を行っています。引き続き、各種研修・研究や、就学前の教育から小学校教育への円滑な接続、幼児教育・保育施設からの相談支援など、幼児教育・保育のさらなる充実に努めていきます。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の考え方

引き続き、子どもの最善の利益を優先しながら、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるよう、関係職員の資質向上及び関係機関の更なる連携強化に努めます。

また、地域子ども・子育て支援事業を通じて、すべての家庭を対象に、子どもの成長に応じた子育て支援策の充実や、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めてきました。今後は、さらに質の向上を図り、子どもや子育て世帯が安心して住むことができる魅力あるまちづくりを進めていきます。

(4) 幼稚園及び保育所と小学校などとの連携方策

町では、管理職、担当者間などの諸会議、教育・保育参観とその後の交流会を主とした教職員相互研修、子ども同士の交流などを通して、公私立や施設種別を超えた相互理解を図り、連携に努めています。今後も連携や研修のあり方、滑らかな接続につながるカリキュラムの連続性を意識した教育・保育をめざします。

第6章

計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

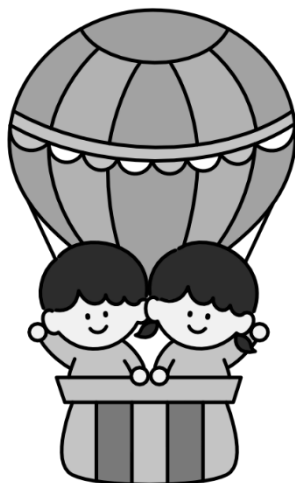
本計画は、こども計画に基づく市町村行動計画を兼ね備えており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し計画を推進していきます。

(2) 関係機関・団体との連携

計画の実現にあたっては、行政だけではなく町全体として子ども・子育て支援に取り組むことが求められています。そのため、町内の子育て支援に関わる家庭をはじめとした保育園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体などとの連携の強化を図ります。

(3) 広域調整や県との連携

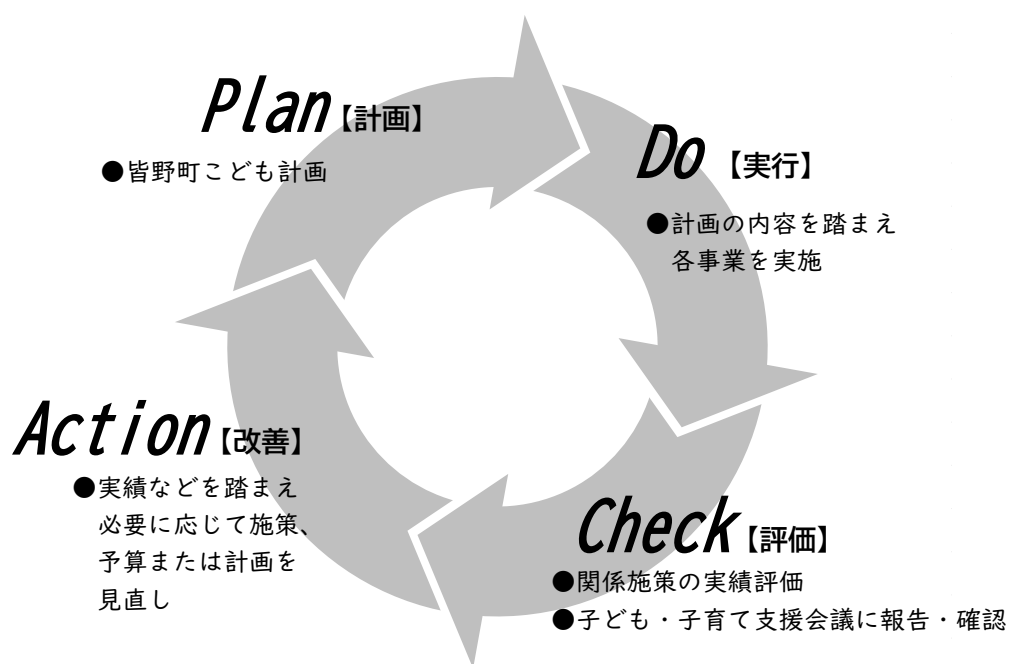
子どもや保護者のニーズに応じて、保育園や幼稚園などの施設や地域子ども・子育て支援事業などを適切に供給するため、サービスの広域利用などの町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図ります。



2. 計画の進捗管理

本計画及び各種施策の推進については、実効性を高めるため、関係各課や関連機関、団体との連携強化を進めるとともに、子ども・子育て支援会議において計画の進捗について確認する機会を設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直し（改善）の PDCA サイクルを活用し、実効性のある取組の推進を図ります。



資料編



資料編

1. 第2期皆野町子ども・子育て支援事業計画の教育・保育の事業実績

第2期計画で設定した目標事業量に対する各事業の実績は以下のとおりです。

※令和6年度は令和6年7月末時点、それ以外は年度末時点での実績値

●幼児教育（3～5歳・1号認定）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	58	56	55	50	48
②確保方策（人） 町内	204	204	204	204	204
秩父市へ	0	0	0	0	0
長瀬町へ	2	2	2	2	2
他市町村から	9	9	9	9	9
地域型保育事業	-	-	-	-	-
③実績値（人） 町内	40	40	40	37	31
秩父市へ	5	7	6	5	3
長瀬町へ	2	3	4	3	3
他市町村から	0	0	0	0	0
地域型保育事業	0	0	0	0	0

●保育所など（3～5歳・2号認定）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	103	100	97	89	85
②確保方策（人） 町内	103	103	103	103	103
秩父市へ	8	8	8	8	8
長瀬町へ	4	4	4	4	4
他市町村から	27	27	27	27	27
地域型保育事業	-	-	-	-	-
③実績値（人） 町内	99	100	99	84	87
秩父市へ	8	10	7	9	5
長瀬町へ	1	2	3	4	6
他市町村から	13	12	14	14	10
地域型保育事業	0	0	0	0	0

●保育所など（１・２歳合計・３号認定）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（人）	68	70	69	69	35
②確保方策（人） 町内	71	71	71	71	71
秩父市へ	6	6	6	6	6
長瀬町へ	1	1	1	1	1
他市町村から	13	13	13	13	13
地域型保育事業	0	0	0	0	0
③実績値（人） 町内	54	45	45	52	40
秩父市へ	9	5	4	6	6
長瀬町へ	3	4	4	3	1
他市町村から	9	3	9	6	5
地域型保育事業	1	1	0	1	1

●保育所など（０歳・３号認定）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（人）	14	15	15	15	13
②確保方策（人） 町内	16	16	16	16	16
秩父市へ	0	0	0	0	0
長瀬町へ	0	0	0	0	0
他市町村から	3	3	3	3	3
地域型保育事業	0	0	0	0	0
③実績値（人） 町内	11	15	8	12	2
秩父市へ	0	1	2	1	0
長瀬町へ	1	1	0	0	3
他市町村から	4	3	1	2	1
地域型保育事業	0	0	1	0	0

2. 第2期皆野町子ども・子育て支援事業計画の地域子ども・子育て

支援事業実績

第2期計画で設定した目標事業量に対する各事業の実績は以下のとおりです。

※令和6年度は令和6年7月末時点、それ以外は年度末時点での実績値

(1) 利用者支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (カ所)	2	2	2	2	2
基本型	0	0	0	0	0
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター 型 (母子保健型)	1	1	1	1	1
②確保方策 (カ所)	1	1	1	1	1
③実績値 (カ所)	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業 (時間外保育事業)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	111	110	108	104	102
②確保方策 (人)	111	110	108	104	102
③実績値 (人)	88	77	64	80	80

(3) 放課後児童健全育成事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	174	169	160	155	146
1年生	38	30	29	32	27
2年生	35	41	32	31	34
3年生	36	28	34	26	25
4年生	26	30	23	27	21
5年生	25	22	25	19	23
6年生	14	18	17	20	16
②確保方策 利用者数(人)	160	160	160	160	160
施設数(カ所)	2	2	2	2	2
③実績値 利用者数(人)	153	140	162	161	150
施設数(カ所)	2	2	2	2	2

(4) 子育て短期支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み 利用者数(人日)	0	1	1	3	3
②確保方策 利用者数(人日)	0	1	1	3	3
③実績値 利用者数(人日)	0	0	0	0	0

(5) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人回)	2,793	2,702	2,584	2,421	2,312
②確保方策 (人回)	2,793	2,702	2,584	2,421	2,312
③実績値 (人回)	2,583	2,264	2,810	2,231	2,200

(6) 一時預かり事業

●一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	1,040	1,015	983	902	864
②確保方策（人日）	1,040	1,015	983	902	864
③実績値（人日）	0	481	1,242	225	678

●一時預かり事業（その他の一時預かり）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
②確保方策（人日）	0	0	0	0	0
③実績値（人日）	0	0	0	0	0

(7) 病児・病後児保育事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）		0	0	10	10	20
②確保方策（人日）		0	0	10	10	20
	病児対応型					
	病後児対応型					
	体調不良児対応型					
③実績値（人日）		0	0	0	0	0
	病児対応型					
	病後児対応型					
	体調不良児対応型					

(8) ファミリー・サポート・センター事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	25	24	22	21	20
②確保方策（人日）	25	24	22	21	20
③実績値（人日）	14	17	16	0	0

(9) 妊婦健康診査

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	43	42	38	38	36
②確保方策 (人)	43	42	38	38	36
③実績値 (人)	54	54	46	30	25

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	43	42	38	38	36
②確保方策 (人)	43	42	38	38	36
③実績値 (人)	42	32	30	26	14

(11) 養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日)	0	0	0	0	0
②確保方策 (人日)	0	0	0	0	0
③実績値 (人日)	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)					
②確保方策 (人)					
③実績値 (人)	-	-	-	-	-

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)					
②確保方策 (人)					
③実績値 (人)	-	-	-	-	-

3. 皆野町子ども・子育て支援会議条例

○皆野町子ども・子育て支援会議条例

平成25年9月18日

条例第19号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、皆野町子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 支援会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 支援会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 支援会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、健康こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
(特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)
- 2 特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例(平成24年皆野町条例第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和2年条例第27号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

4. 皆野町子ども・子育て支援会議委員名簿

所属機関・役職名	氏 名	備 考
皆野幼稚園 PTA 会長	矢 部 恵	
皆野小学校 PTA 会長	須田佐由里	
明星保育園長	倉 持 光 恭	
国神保育園長	倉持ゆかり	
明星学童保育所長	倉 持 光 雅	
皆野町子育て支援センター保育士	八 木 瑠 美	
皆野幼稚園長	鈴木秀太郎	
皆野小学校長	坂 本 勉	
民生委員・児童委員協議会長	宮 前 浩 之	会 長
民生委員・児童委員協議会児童福祉部会長	浅 見 純 子	
民生委員・児童委員協議会主任児童委員	小 林 有 里	
皆野町社会福祉協議会事務局長	根 岸 み ど り	副会長
皆野町教育委員会指導主事	坂 本 文 孝	

(任期 令和5年3月15日～令和7年3月31日)(敬称略)

5. 計画の策定経過

日程	実施項目	内 容
令和6年 7月19日～ 8月26日	子ども・子育てに関するアンケート調査実施	
10月4日	第1回 子ども・子育て支援会議	●皆野町こども計画の策定について
12月17日	第2回 子ども・子育て支援会議	●皆野町こども計画素案について
令和7年 1月6日～ 2月4日	パブリックコメント	
2月27日	第3回 子ども・子育て支援会議	●皆野町こども計画案について



皆野町こども計画

発行日 令和7年3月

発行者 皆野町 健康こども課

住 所 〒369-1492 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420-1

T E L 0494-62-1288

U R L <https://www.town.minano.saitama.jp/>